

第六十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十号

(二八三)

昭和四十七年四月十八日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 飯谷 忠男君

理事 松野 幸泰君

理事 渡辺美智雄君

理事 斎藤 実君

安倍晋太郎君

小沢 辰男君

佐々木秀世君

中尾 榮一君

別川悠紀夫君

田中 恒利君

相沢 武彦君

津川 武一君

出席政府委員

農林政務次官 伊藤宗一郎君

水産庁長官 太田 康二君

委員外の出席者

水産庁漁港部長 矢野 照重君

農林水産委員会 尾崎 毅君

調査室長

委員の異動

四月十四日

辞任

津川 武一君

同日

補欠選任

米原 昶君

同日

補欠選任

米原 昶君

同日

補欠選任

角屋堅次郎君

同日

辞任

勝間田清一君

補欠選任

角屋堅次郎君

四月十三日

てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願

(芳賀貢君紹介)(第二四三三三号)

同外一件(美濃政市君紹介)(第二四三四号)

同外一件(芳賀貢君紹介)(第二五〇八号)

同外一件(美濃政市君紹介)(第二五五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第二

九号)

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二〇号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案

(内閣提出第二二二号)

○藤田委員長

これより会議を開きます。

漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興

特別措置法の一部を改正する法律案及び漁業協同

組合整備促進法を廃止する等の法律案の各案を一

括して議題とし、審査を進めます。

各案につきましては、去る三月十六日、提案理

由の説明を聴取いたしております。

これより審査に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。江藤隆美君。

○江藤委員 漁港法の一部を改正する法律案、中

小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案、

以上三案について、要点のみを質問いたします。

思います。

まず第一番目に、漁港法の一部を改正する法律

案の内容についてであります。二、三お伺いを

いたします。

今回は、特定第三種漁港の外郭施設及び水域施

設の補助率を六〇%から七〇%に上げるといふも

のであります。したがって、この中には漁港と一

番関係のある係留施設あるいは水揚げ施設等はこ

の補助率のアップから除外をされる、こういう

ことに結果的にはなっておるわけでありまして、

これを除いた理由は、その必要がなかったからか

どうか。私は、表裏一体のものでありますから、

第三種漁港については全体的に補助率を上げると

いうことが筋であった、こう思うのであります。

が、長官のお考えを聞かしていただきたいと思

います。

○太田(康)政府委員 今回の漁港法の改正でか

つきました。ただいま先生からお尋ねの外郭施設

と水域施設につきましては補助率を六割から七割

に引き上げたということですが、御承知

のとおり、特定第三種漁港につきましては、この

漁港が非常に公共性が高い、しかも他県の船も非

常に利用度が高い、水揚げも多いというようなこ

とに着目いたしまして、この補助率の引き上げを

はかったわけでございます。お尋ねのように、係

留施設につきましては、その他外郭あるいは水域

施設以外につきましては、その重要であることは

論をまたないわけでございますが、いろいろな面

におきまして、われわれもその補助率の改定につ

きまして検討いたしましたのでございますが、現在

の段階におきましては、国の財政投資の効果をよ

り有効に発揮するというところで、ある程度重点を

しぼりまして今回の措置を講じたということでご

ざいます。

(委員長退席、松野(幸)委員長代理着席)

なお、それ以外に、毎度漁港大会等におきまし

ては第三種漁港の補助率引き上げ等の問題も出て

まいりますが、今後の課題として私どももいたし

ましては検討してまいりたい、かように考えてお

る次第でございます。

○江藤委員 財政的な都合だろうと思うのです

が、この係留施設、水揚げ施設をもし補助率を上

げるといふものの中に入れた場合に、どのくらい

金がかかるのですか、どれくらいいよいよ要りますか。

○太田(康)政府委員 個別、具体的な計画を積み

上げての予算要求になりますので、いま具体的に

幾らに上げるかという問題もございまして、

たとえば六割から七割に上げたというような場合

に、幾らになるかにつきましては、私、いま数字

を存じておりませんので、後ほどもし一割アップ

したらどのくらいになるかという推定の数字を申

し上げたいと思います。

○江藤委員 予算折衝の段階では当然積み上げが

あったらうと思えますから、これは将来ともに水

産庁としては、同じものですか——船は入って

きた、それを船をつなげないことも、水揚げさ

せないこともできないわけでありまして、一緒の

ものでありますから、これも同じようにする努力

をしてほしい。

それから、数字についてはあとで参考資料とし

て御提出を願いたいと思えます。

次に、私は日ごろから考えておるのですが、今

回、特定第三種漁港がこういう取り扱いを受けた

というところについてはたいへんけっこうなことだ

と思えます。ところが、漁港は第一種から第四種

まである、あるいは避難港まであるわけでありま

して、どこを見てもそれぞれに重要度がある。こ

の負担区分、補助率をきめた当時からして、いま

から、その間に漁船もずいぶん大型化し、漁法も近代化されてきた。したがって、行動範囲も広いということ、特定第三種漁港だけに限らず、たとえば一例を第三種漁港にとつてみても、もうその市町村のみの漁港ではない、その沖合いを含む全地域の漁港になってきた。いわゆる公共性が非常に出てきておるといことが私は特色であると思う。したがって、たとえば一割の地元負担が、これは県によってきめるわけであり、それから、国の関知しないことだといえればそれまでであり、普通各県とも一割くらいは地元負担を取っておるようであり、そういたしますと、第三種漁港あたりでも億の単位の改修費が必要だ、こういうことになる。そうすると、小さな市町村で何千万という漁港改修のため負担をやらなければならないという問題が現在生じておるわけであり、したがって、こういうものが、たとえば第三種漁港だけをお尋ねしてみますが、どうして補助率の改定ができないのか。

それからもう一つは、私はこの漁港というものを考えたときに、同じ公共事業でありますから、道路と比べてみるのはちょっと適当じゃないかもしませんが、公共事業という立場から比べてみると、たとえば国道であったらば、これはみんな国がやってくれる、主要国道であったらば、これはまた国と県が全部やる。それはなぜかという、公共性があるからである。特定第三種というの、私は道路でいうならば、これは国道だと思ふですね。第三種漁港というのは主要県道に匹敵するものだと思うのです。ですから、国がこの公共事業を進めるにあたっては、十分に配慮して末端の市町村というものに過重な負担がかからないように、かかるというとは思切った投資の推進の受け入れができないということですから、今後十分配慮する必要があるのではないかと、こう思うのでありますが、長官のお考えがございましたら、聞かしていただきたいと思ふ。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、公共事業の補助率アップの問題は、毎年予算の編成の時期

に問題になるわけでございますけれども、政府といたしましては、どちらかといいますと、事業量の消化という観点から、補助率アップは原則として認めないというのが従来の例であったわけでございます。今回提案をいたしました特定第三種漁港の補助率アップにつきましては、ほぼ十年來の懸案であるというように、一部外郭と水域施設についての実現を見たわけでございます。

先生お尋ねのように、漁港、特に第三種漁港等につきましては、おっしゃるような利用形態になつておるといこともわれわれよく存じておるのでございまして、原則として地方公共団体が残りを負担するというものになつておりました。そのために市町村等に過重な負担がかかるというような例も聞かれます。実際問題といたしまして、私どもの漁港の補助率につきましては、すぐ比較されますのは、やはり港湾との補助率の比較の問題になるわけでございます。特に第三種漁港につきましては、確かに従来とも漁民の方から強い補助率アップの要望のあることもよく承知をいたしております。実は今後私どももいたしまして漁港の整備計画の新しい計画を現在検討中でございまして、これらの検討の過程におきまして、港湾等の補助率等にもならみながら、検討してまいりたい、かように考えております。

○江藤委員 いま長官のお話で、港湾との関連があるということ。私は港湾と漁港というのは根本的に性格が違うと思うのです。ですから、港湾の補助率が上がらないから漁港も上げられないのだという考えは、私は成り立たないと思う。十年來やらのだというのは努力不足です。だから、ひとつ来年度の予算のときにはぜひこれが改定ができるように長官の決意のほどを承りましょう。

○太田(康)政府委員 私どももいたしまして、御承知のとおり、四十四年に承認を得ました第四次漁港整備計画というのがございまして、四十四年

から四十八年までの五カ年間の計画を立てておつたわけでございます。従来の経緯を見ましますと、大体四年目くらいになりますと、新しい計画に改定するというところでございまして、先ほどお尋ねのように、第四次の漁港整備計画を立てて以来今日までいろいろ漁船の大型化が行なわれたり、あるいは漁港における流通施設の整備が急がれておる、さらに増養殖施設が非常に発達して、これらに対するいろいろな施設の要望もあらというようにも考えまして、新しい観点から、先ほど申し上げましたように、私どももいたしましては第五次の漁港整備計画というものを現在検討中でございまして、その過程におきまして、いまお尋ねの点につきましては検討をしてまいりたい、こういうことでございまして。

○江藤委員 いまはからずとも長官から五カ年計画の改定の準備作業が進んでおるといことが出ましたから、それに関連してお尋ねをしたいと思ひますが、いま改修あるいは局改、修築合わせて総額二千三百億で五カ年計画があります。これを漁港というものの重要性から考えてみますと、これは道路とは比較できませんが、道路が十兆三千五百億、それから下水道だけでも二兆七千億、今度できた治水五カ年計画が四兆六千億ですか、そういうものと比べますと、まるきりけたが違ふという感じがします。ですから、私は、来年度の予算編成の時期に、この第五次漁港整備五カ年計画というものを、計画年次の途中であるけれども、この際思い切つて改正する必要がある。しかも、その規模は新たな絵を描いてみる必要がある。あとで中小漁業の振興対策も出てくるわけであり、非常に漁場の汚染をされて狭まって、そういう中で漁船の大型化、近代化を進めていくと、いままで描いておつた漁港の姿というものではもの用にたたりない場合が出てくる。ですから、今度とはたとえば一倍半だとか二倍ということではなくて、将来の長い展望をしたときに、日本の漁港というものはどうあるべきかということで、ひとつ壮大な五カ年計画の構想を描いてほしいし、ま

た、それをぜひ今度は改定してもらいたい、こういう考え方があつたわけですが、いかがでしょう。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、本年度の予算の実行を見ますと、大体進捗率が七一・四％ということになるわけでございます。ことしは計画の第四年目ではあるわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、四十四年の情勢と今日の情勢は大きく変化をいたしておりますし、私どももいたしまして、ただいま新しい漁港整備計画を立てる前提としての基本的な考え方につきましては、さういふ検討いたしておる段階でございます。私どもの気持ちとしては、四十八年度を初年度とする新しい第五次の漁港整備計画というものを明年度はぜひ立ててまいりたい。これはいづれ国会の承認を受けることになるわけでございますけれども、そういったこととてい問題の基本的な考え方について取り組んでおるところでございます。

○江藤委員 ぜひひとつ早急にそういう計画を樹立されるようにお願いをいたしたいと思ひますが、この機会に関連をして、これは事務的であり、漁港区域と漁港区域とがある。これをよくくりかえすときには、漁港区域とあるのはなるべく広くとつておつたほうがいいんじゃないかということ、とこよによつてはずいぶんと広大な面積を漁港区域として指定をしておる。ですから、いまになつてみますと、今度は地方のいろんな開発計画あるいは事業を進めていく上でたいへん実情に即しない面が出てきておるようです。この漁港区域については、適当なものにこれを狭めるなりあるいは必要度の高いものについてはもっと広げるなり、そういう作業を一度やってみる必要があるのではないかと、水産庁でそういうことを検討されておることはありませんか。あるならば、ぜひそういう作業を進めてほしいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、漁港の指定にあたりましては、当然その区域の範囲を告示いたしておるわけですが、漁港の整備ある

いは漁港の維持管理、こういったものは私の方針としましては、必要最小限度にとどめるといふようなことを基本として、現在、区域の指定をいたしておるつもりでございます。私が水産庁長官になりましてから何回か漁港審議会が開かれておりますが、いま先生のお尋ねのように、地方におきましては具体的に漁港の区域を変更するというようなケースもございいます。そのつど実は漁港審議会にかけまして承認を得まして区域の変更の告示をいたしておるような次第でございます。もちろん広げる場合もございまして、狭める場合もあるわけでございまして、今回の漁港整備計画の改定にあたりましては、いま言ったような見地も十分考慮に入れて計画を考えてまいりたい、かように考えております。

○江藤委員 漁港の問題はそれだけに、次に中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案の内容について二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

今回はいろいろの内容が盛り込まれておるわけでありますけれども、その中で今回、第一次の漁業振興に続いて第二次にも漁業振興をはかるというのが普通の考え方であると思ひます。それがそういう方法をとらないで、構造改善という事業に今度は変わって、したがって、農林大臣の認定制度をつくってそうして構造改善を進めていく、こういうことになったわけでありまして、第一次から第二次に移らずに、構造改善ということでの事業を進めることになったという理由は、内容がいままで貧弱であったというのか、それとも、それではこと足りないからもっと幅を広げていくというのか、どういふところに理由があったのか、御説明をお願いしたいと思います。

○太田(康)政府委員 これには二つの理由があったわけでございますけれども、自主的には、御承知のとおり、わが国漁業をめぐる環境が非常にきびしくなっております。中小漁業とてその例外ではないわけでございます。中小漁業につきましても個々の経営の合理化、近代化、これを推進する

ことが必要であることは言うまでもないわけでございますが、業種によりましてはさらに一歩進めまして、業界が自主的に計画を作成いたしまして、その業種の漁業を営むものの相当の部分が積極的に関与して加勢するといふ形で水産資源の利用の合理化あるいは経営規模の拡大、さらには生産工程の協業化、こういったことをひとつ実施することによりまして、その体質改善をはかりまして生産性の向上に資する、これをねらいといたしまして、このような見地に立ちまして特定業種につきましても構造改善を推進するということにいたしましたのが自主的な理由でございます。

それから、御承知のとおり、確かに先生の御指摘のように、従来の第一次の振興計画をそのまま第二次振興計画として採用したらどうかというようないふこともあったわけでございますけれども、この中小漁業振興特別措置法のねらいといたしておりますところの二本の柱があるわけで、そのうちの一本の柱でありますところの税制面につきましましては、御承知のとおり、租税特別措置法で措置をいたしておるわけでございまして、現在の措置が最初の五年間に限られていた。したがって、本制度の対象といたしますためには、私どもの中小漁業と同様に中小企業があるわけでございますけれども、中小企業の場合にも当初近代化を進めまして、さらに第二次の段階では構造改善に関する制度を採用したというふうな経緯もあるわけでございます。したがって、私どもの中小企業振興特別措置におきましてもやはりこれにならしまして、構造改善計画というものを自主的に業界に立てさせまして、これを認定して、その認定に従いまして事業を実施するものに對しまして税制上の特別措置あるいは金融上の措置を講ずるということにいたしました次第でございます。

○江藤委員 今度の改正の要点は、新たに指定業種の中から特定業種を指定して事業を行なっていくということでありまして、その特定の業種というものとして考えられておるものは、どういう業種がありますか。

○太田(康)政府委員 法律の条文でも明らかのように、特定業種は、従来の指定業種のうちから、水産資源の制約あるいは労働力の不足、国際規制の強化、こういった一段ときびしい情勢に對処するために、さらに経営を安定させるために緊急に構造改善をはかる必要のある業種、これを政令で指定する、こうなっております。これを政令で指定する、こうなっております。これを政令で指定する、こうなっております。これを政令で指定する、こうなっております。

御承知のとおり、この法律が施行になりましたのが四十二年でございますが、その際、一応中小漁業振興特別措置法ということで、五年間の振興計画というものを業種について立てたわけでございます。そして最初の四十二年にカツオ・マグロ漁業と以西底びき網漁業を指定いたしました。その後まき網漁業あるいは沖合い底びき漁業を順次指定業種としての指定をいたしたわけでございます。が、当面、この法案が成立いたしますれば、私どももいたしまして、先ほどの政令で定めている要件を満たす業種といたしましては、以西底びき網漁業並びにカツオ・マグロ漁業、これを対象の業種として政令で特定業種としての指定をいたしてまいりたい、目下のところはさように考えておるのでございます。

○江藤委員 カツオ・マグロと以西底びきです。その中にはおそらく大臣許可のものもあれば知事許可のものもあると思ひますが、その区別は問いませんか。

○太田(康)政府委員 私どもが考えております以西底びき網漁業並びにカツオ・マグロ漁業につきましては、現在はいずれも漁業法に基づきますところの指定漁業といたしまして大臣許可に相なっております。

○江藤委員 そうすると、将来、沖合い、底びきはあれですが、まき網漁業が将来は出てくると思ひます。それには特に知事許可の分が入ります。それは除外されるのかどうか、将来含んでいくのかどうか、それが一つですね。

それから、さしあたって以西底びきとそれからカツオ・マグロをやるといふことですが、どうい

うことをやるんですか。たとえばカツオをマグロにかえるんですか、マグロ漁業というのをカツオにかえていくのか、それとも以西底びきをまき網とふやしていくのか、減らしていくのか、もっと大型化していくのか。これは一斉更新の時期でもありますが、そこいらに心配も一部にあるわけでありまして、一斉更新の問題と合わせてそのことを御説明願ひたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御指摘のとおり、まき網漁業につきましては、知事許可漁業もあるわけでございますけれども、私どももいたしまして、今回の法律の改正の趣意は、まき網漁業につきましても将来こういった条件がおそらく残るだらうと思ひますので、これはまだちょっと先になるわけでございますけれども、やはり現段階におきましての考え方といたしましてもおそらく対象になり得るのではないかと。その場合には当然知事の許可の分まで含めて考えたい、こう思っております。

それから、私どもが考えておりますところの当面二業種についての基本的な考え方でございますが、以西底びき網漁業につきましましては、御承知のとおり、漁場自体につきましても日韓あるいは日中等の關係におきまして規制がかなり強化されておる、それから魚価が必ずしも他の魚種に比べてさうとあまり好ましい状況にない、さらに労働力の確保がなかなか困難になっておるというふうな事情もございいます。

そこで、まず以西底びきにつきましては、水産資源の利用の適正化として操業漁船隻数の減少並びに漁場につきましましては南シナ海での漁場の拡大、これに伴いますところの大型船の導入というふうなことも、それからやはり経営規模の拡大ということもやらなければならぬと思ひわけでございます。私どもの調査によりますと、大体四か続くらいを持つておる経営ではかなり経営が安定したというふうなこともあるわけでございます。で、そういった意味での経営規模の拡大ということでございまして、それから生産行程の協業化をはかるというために、できますれば共同運搬体制の

確立というように、さらに、こういったことを円滑に実施するために高性能の冷凍設備等の鮮度保持施設の設置というように、指導の方針にしていきたいと思います。おそらく業界が自主的に立ててまいりますところの構造改善計画等におきましても、そういったことを趣旨とした内容のものになるうというふうに期待をいたしております。

それから、カツオ・マグロ漁業でございますが、これも御承知のとおり、資源的に見ますと、マグロにつきましてはかなり危険な状況にあるというように、学者の御意見もございまして、国際的な資源の規制ということも強化されていることは御承知のとおりでございます。これに比しますと、カツオ等につきましては、現在世界的な漁獲量から見ても、まだ五十万程度しかとっておりませんし、そのうちのかなりの部分がわが国によつて捕獲をされておるのでございまして、そういった観点から考えますと、資源の利用の適正化というふうな観点から、漁獲量が漸次減少しつつありますところのマグロはえなわ漁業から、資源的に余裕があるといわれておりますところのカツオ釣り漁業への移行というふうなこと、あるいは規模拡大という観点から漁船設備が総合的に高度化かつ合理化された標準仕様船というものを私どもと業界できめておりますので、そういった標準船型によりまして、一経営あたりの漁船数の増加、さらに資本装備の高度化としての、これも省力化の問題でございますが、カツオにつきましても自動釣り機等の導入というふうなことが構造改善事業に盛り込まれるというふうに期待をいたしておるのでございます。

○江藤委員 このマグロが規制を受けるというところ、それから五年間で約三〇％の漁獲の減少が起きた、そういうふうなことから、比較的恵まれておるカツオに進出をしたらどうか、こういうことであらうと思うのですが、私はほんとうにマグロの資源というものはもう枯渇したのだからどうか、新漁場の開発ということはどういうことか、それから、その判断を一体水産庁はどういうふうにしておられるかということ

をひとつお尋ねをしたい。

それから、カツオに転換をするということになりますけれども、昔、カツオをやっておつてまき網に転向したり、いろいろな変遷が漁業にはあるわけでありまして、ですから、カツオ等につきましてもそれはど無尽蔵にあるわけではない。何となればカツオ漁業の一番の問題点は、船をつくつて、いま長官がおっしゃる通りに、自動的に巻き上げの機械なんかを入れるということだけでは解決できない、一番の問題点はやはり生きえです。ね。生きたえさをどうするか、生きた小魚をどうするか、こういう問題が出てくる。こういうふうな構造改善の中に入つて十分考慮されるのかどうか。その場合に、マグロからカツオにかつた者については特別に構造改善で生きえの対策をやるが、依然としていままでカツオをやつておつた者はそういうものの対象にならぬというのでは、たいへん片手落ちになつてくるおそれがある。ですから、双方含んでそういうものが考えられるのかどうか、あわせてお尋ねをしておきます。

○太田(康)政府委員 マグロにつきましては資源的にはかなり調査も行き届きまして、ほとんど世界のすみずみまでマグロ資源のあるところはわが国の漁船が進出をしておるといふような状況にあるわけでございます。私どもといたしましては、マグロにつきましては、従来のえなわ漁法からこれをまき網でやれないかというふうな調査も、実はセンターをしていたさしめておるのでございまして、アメリカ等ではかなり進んだ技術もあるようでございます。こういうことも少ししゃくしながらまき網による漁法転換というふうなことを実は考えておるのでございます。

それから、カツオの問題でございますが、まき網に御指摘のとおり、カツオの場合には通常四十日くらいは操業でございます。生きえの問題が最も大きな問題でございますので、昨年発足いたしました水産資源開発センターによりまして南方の

カツオ漁場関係国の領海内で、主としてカツオの生きえにするところのえさの開発というふうなことをいたしたのでございます。実は必ずしも十分な成果が得られなかつたようでございますが、引き続きこれらの調査にあたりまして、カツオへの転換に伴いますところの生きえの確保という点につきまして遺憾のないようにいたしてまいりたいと思ひます。

それから、生きたえさを船内で長期に蓄養しなければならぬという技術開発も問題でございます。その点、試験研究機関に助成をいたしまして、この点の資源開発も実施いたしておるといふことでございます。

それから、お尋ねのように、従来のカツオの方方につきましても、当然構造改善計画に沿つた事業をおやりになつたという場合には、私どもの考えでございます助成の対象には取り上げてまいりたい、かように考えております。

○江藤委員 ここで、いま資源が非常に少なくなつたという話がありましたから、私はかねがねの持論である——沖合い底びきでも以西底びきでも、沿岸漁業から非常にきつた理由は何だということ、大きいのか小さいのかまで全部根こそぎとつてしまふということですね。聞くところによると、水産庁でもある程度の網目の規制というものは行なつておるといふことでありますが、これが実施の段階になりますと、十分に行なわれていない。したがつて、稚魚から全部根こそぎとつてしまふ、そこに非常な問題点があるわけです。私はこれから長い将来に、日本の沿岸漁業、あるいは沖合い漁業でもそうですが、資源を確保していくというのを考えるならば、網目の規制ということの水産庁は大きな課題として十分取り上げていくべきだ、こう考えるのでありますが、そういうことはやれませんか。ぜひやつてほしいと思ひます。これはやると思ふ方法はあるんです。これは根こそぎ持つていくわけですからね。少々規制しても、網目をつぶしてしまふんです、そうすれば結局小さなものが入りますとおっしゃるけ

れども、それは網目が小さいからで、各立ち寄る港あるいは漁業基地を中心に十分こういうものをパトロールして、そうしてこれを守つていく、守らせるということをやれば必ずできる。これは大事なことでございまして、この機会にひとつ長官の決意のほどを承つておきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 まき網とか底びきの漁業と沿岸漁業との調整問題というのは、私もその解決に最も腐心をするいわゆる漁業調整の問題でございます。確かにこれらが乱獲につながるといふことは、われわれは資源の保護培養という見地から十分考えなければならぬ問題であるという問題意識は強く持つておるのでございます。具体的には資源との関係におきまして、そういった規制が必要であるというふうな場合も出てくるというところは考えられるわけでございますけれども、必要な向きにつきましてはそういうことも当然考慮の中に入れていかなければならないというふうなことを考えております。

○江藤委員 稚魚の乱獲については今後十分に水産庁としては前向きに取り組まます、これでよろしうございませうか。

○太田(康)政府委員 そのことが毎度議論になるわけでございます。ものによつていろいろ違うわけでございますけれども、まあこの程度のことではありますけれども、魚の保護培養上支障があるかどうかというふうな問題のあるようなものもあるわけでございます。しかし、具体的に、資源の長期的な動向から見まして、確かに乱獲につながり、それが将来の経営の安定に支障を来すというふうなものにつきましては、お説のように、前向きに取り組まなければならぬ、かように考えております。

○江藤委員 これはひとつ水産庁で十分調査をしてほしいと思ひます。資料が必要ならば私のほうから提供してもけっこうです。そこで、本論に戻りまして、政府がこういうふうな構造改善というのを考えます、そして漁業の振興をはかる、こういうことになると、どうして

も民間団体なりあるいは業者との考え方に狂いが
出てくる。これはもうしごく当然のことだといえ
ばそれまででありすが、いままで行なわれて
おるとえは農業構造改善、漁業構造改善、こ
うのを見ても、どの計画も中途はんばに
なっているという事です。これは沿岸漁業の
いわゆる構造改善事業もすで行なわれておりま
すけれども、どうしても地元の人々が切実に考
えるものが国の予算ワケというものの縛られ
て十分生かされない。したがって、これを活用
する段階になると、やはり寸足らずになってそ
の役を果たさない。たとえば第一次構造改善事業の
ときに二、三百トンの急速冷凍施設をつくった。
その当時はよかったようであるけれども、いま
なってみますとこういうものではもの用に立
たない。ですから、せつかくの投資というものが
生かされないで今日に至っているというのが実
情だろと思うのです。これは農業構造、林業構
造、どれを見てもこういうことが言える。し
たがって、政府の考えと実情との調整を今後
はかっていくかということが一番大事で、やは
りそういうほんとうにやる必要があるものは、予
算のワケがこうだから八分目まで終わって、こ
ういうことではなくて、むしろ十年、二十年先を考
えてやっても、四、五年たったらちよどよく
なるといのが今日の姿ですから、そこいらのこ
を中途はんばにならないように十分この実施にあ
たっては措置をしてもいい、こういうふう
に考えておるのが私の気持ちであります、い
かがでありましょう。

漁業につきましては全国漁業協同組合連合会、い
わゆる全漁連がお立てになるというふうに考
えております。それから以西底びき網漁業につ
きましては民間法人でありますところの日本遠
洋底びき網漁業協会がございまして、おそ
らくこれがお立てになるというふうに考
えております。もちろん計画の基本になりま
すところの振興計画というものは国が定め
て示すわけでございまして、先ほど申し上げ
ましたような点が十分になってまいらと思
いますし、これらの裏づけをいたしまして税制
上の措置あるいは金融上の措置がこれによ
って講ぜられるわけでございまして、先生
の御指摘にもございましたように、従来のよ
うな実情に合わない中途はんばな事業に終
わってしまうという事、十分民間との話し
合いをいたしまして、私どもの認定制度を
有効に活用いたしましてこの事業が円滑に
進むように取り組んでまいりたい、かよう
に考えております。

○江藤委員 おかの上ですと、少し足らな
くても何とかかの方法を講じて補うことが
できそうですけれども、海の上のことは、足
りないものは足りないのですね。ですから、
いまの長官のお答えのように、十分この点
は遺憾のないように配慮してほしいと思
います。

そこで、いささかほかのことで恐縮であ
りますが、私はちょうどきのう朝、くにへ帰
つておりました。私は宮崎県の県北であ
りますが、漁港のあるところ、アジ、サバ
のよくとれるところでありまして、魚売
りが自転車に乗って私のところへ売
りに来ます。サバでございまして、長官に
ございませぬけれども、きのう東京で百
グラム当たりサバの値段が何ぼしたか、御
存じだったら、ひとつお聞かせをいた
だきたい、こう思います。そして私のい
なかのことも御存じでしょうが、宮崎県
の私のところに売りに来た魚、ちよどこ
のくらのものです、一びきが百グラム
です。港から掲げて、自転車に積んで私
の玄関先まで持ってくる。同じ百グラ
ムでどのくらいだろう

か、想像でけつこうですから、ひとつ聞か
してほしいと思います。

○太田(康)政府委員 私どもの調査によ
りますと、サバの昨日の東京市場の卸
売価格はキログラム当たり六十八円とい
うことに相なっております。ちなみに産
地価格でございまして、これは私ども
の主要八十漁港におきまして、この産
地価格でございまして、昭和四十七年
三月の速報値でございまして、キロ
グラム当たり三十七円、こういう
ことに相なっております。

○江藤委員 小売りです。

○太田(康)政府委員 東京の小売り
価格は、三月の数値で申し上げますと、
百グラム当たり十九円十銭、こ
ういうことに相なっております。

○江藤委員 きのうのはわかりませ
んか。——わからなければいいですが、
おそらく百グラム当たり十九円か二十
円、あるいは近ごろは鉄道があるとい
うことですから、おそらくもつと上
がっているんじゃないやせんか。この
前から四十何円になったとかいって
新聞に出ていましたね。そういうこ
とありませんか。

○太田(康)政府委員 私どものいま承
知しております三月の速報値でござ
いまして、それでは十九円十銭とい
うことになっております。実は昨年
来サバが非常にたくさんとれたわけ
で、産地価格がもうたまたまの価格
であるにもかかわらず小売価格が
ちよど下がらないという議論、ある
いは中央卸売市場における消費地
の価格が非常に高いという議論が
出たわけでございまして、私もその
原因がどこにあるかというところ
を追及をいたしたのでござい
ますが、通常いわれるお説に従
って申し上げますと、産地にお
きまして、価格は大中小込みの
価格で表示をされておきま
して、そのうち、御承知のと
おり、魚の場合には産地にお
きましてこれをえさに落とすとい
うようなこともあるわけでござ
いまして、生鮮あるいは冷凍
向け、食料用に向くものを選
別いたしまして中央卸売市場
に出荷をするというように
なるわけでございまして、はな
はだ言いにくい

のでございまして、産地で実現いた
したいわゆる産地価格と中央卸
売市場の価格を直に比べて、そ
の間の中間経費が非常に高い
という議論もあるわけでござ
いまして、実はそういった問
題も背後にあるというわけで
ございまして、われわれもおそ
らくの解明をいたさなければ
ならないかと思ひますが、そ
ういった実態もあるというこ
とでございまして。

○江藤委員 北のスケソウタラ、南
のアジ、サバといふものは、い
つも大漁貧乏に悩まされて
います。私はきのうほんとうに
びっくりしたんです。百グラ
ム一円五十銭です。私のところ
まで持ってきた一びきが一
円五十銭です。だから、魚が
高いとか何とかよく都会で
はわれわれも、実際のなか
でいいますと、これは北も南
も同じですが、ト箱一ぱい
三キロ入りがあったの
二百円、三百円、ひどい
ときは百円というのがある
のです。特にこれから五
月になりますとたくさんと
れますから、とにかくや
つとのかかえる三十
キロといったやつが二
百円くらいで買えるわけ
です。原因は何だとい
いますと、農産物でも
は畜産物でも、特に漁
業製品のような生鮮物
は、一番問題点は何だ
かというと、それは港
をつくることも必要
で、船をつくることも
必要で、余ったとき
はどうするかという
対策が全く立って
いないという事です。
余ったときにはどう
にもならない。それ
は業者の手にかか
せるしかたがない。
したがって、案外
こういうときには中
間業者あるいは加工
業者というものが
もうかっているの
です。安いのを買
ってきて、そして
自分の冷蔵庫に入
れておいて、そ
して売ってしま
うわけですから、
いつも損をして、
油代にもならぬ
というのが漁業
者の実態である。
これを繰り返して
おるといふこと
です。ですから、
私は今度中小漁
業振興特別措置
法を改正される
機会に、法律
そのものではあ
りませぬけれど
も、来年度の予
算編成にいよいよ
入るわけだから
、やはり大漁貧
乏というものを
一日も早くなく
する努力をして
いかなければな

らぬ。それにはまだ水産庁も情報のとり方がたいへん甘い。水揚げ地ではきのう何ぼしたかということが、実際なかなか把握がしにくい実態もわかりますけれども、やはり御存じない面もある。それは何かというと、これからはやはり産地における大型の急速冷凍をやる施設をつくることだ。これをつくる。そうして今度はそれを荷受けする中央卸売市場等の機構の改善をする。そういう根本的な問題にメスを入れていかないと、どこまで行ってもなかなか魚価の安定をはかることはできない、こういうような気がしてならないわけだ。

聞きますと、この産地冷蔵庫はたいへん評判が悪いからなかなかやれないんだということの水産庁は言っておられるようですけれども、それは規模によりけりですよ。二百トン、三百トンのものでは問題にならないのです。千トン、二千トンというものになるとこの調整機能果たすものに役割りを転じていくことができる。ただ、これは野菜とか肉と違いますから、運営は非常にむずかしい面があります。しかし、それを乗り越えないとまたいかぬということです。苦しいことだが、乗り越えなければいかぬ。ですから、運営のよろしきを得れば、必ず効果を十分発揮し、消費者にも喜んでもらえる時代が来るので、それは水産庁が役割りを果たさなければいかぬと思うのですが、今後産地における大型の急速冷凍設備について取り組んでいくという姿勢が水産庁にあるかどうか、この際承っておきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御指摘のとおり、魚価につきましては、農産物と違ひまして必ずしも計画生産ということができないことは御承知のとおりであります。私、かつて水産庁の水産課長をやっておりましたときに、前の年にたいへん魚がとれましたので、冷凍母船を漁港につけて、これによって保存するというようなことを計画いたしました。が、その年はあまりとれないということとで、さっぱり冷凍母船が活用できなかったという例が実はサンマについてあったわけでございます。

本来需給の調整あるいは価格の安定、さらには加工用の原料の保存、こういった多目的の施設でありまして、確かに水産物のような生鮮食料品につきましてはそういうものが必要であることは申すまでもないわけでございますけれども、漁獲のほうはもとより経常的に必ず水揚げされまして、冷蔵庫がフルに回転するというようなことでございまして、倉庫業としての本来の機能が發揮されまして、先ほど申し上げたような需給調整あるいは価格の安定、こういうことに十分役立つわけでございますから、その必要性は十分わかるわけでございます。何とか移動式の冷蔵庫というようなものも考えられないかということも種々検討したわけでございますけれども、なかなかそういったものもないというふうなことで、この計画的な設置ということとはむずかしいわけでございますけれども、御承知のとおり、私どももいたしましては、現在、産地冷蔵庫の整備ということはもちろん基本の方針にしております。沿岸漁業の構造改善事業あるいは水産物の産地の流通センターの形成事業というふうな事業によりまして冷蔵庫の補助もいたしておりますし、なお、共同利用施設等につきましても、漁連等に対しましてあるいは漁業協同組合等に対しまして、農林漁業金融公庫あるいは農業近代化資金等の融資の道も講じておるのでございまして、なお今後とも冷蔵庫の整備、それは漁獲と十分見合ひして重点的に整備すべき地点におきましては整備をするという方向で、この問題に対処してまいりたいと思ひしております。

○江藤委員 長官、どうも歯切れの悪いお答えであります。私はこう思っております。野菜でも漁でも、これがいつも値上がりをするということによって政治が失った国民の信頼というものは金にかえられないものがあると思うのです。日常生活に必要欠くべからざるものですから、これは施設をつくるときには助成してやろう、あるいは融資をしてやろう、あとはおまえたがやれというから、魚のとれぬ、からっぽになったときには、これは何とかしなければいかぬということ、ほかのものを入れたりして投機の対象に使われる、こういうことになるわけですね。ですからこれはやはり一つの大きな政治の課題として、そういうものの運営管理についてはある程度政府が責任を持つてやるといふ案があつても私は決しておかしくないと思ひます。それくらいやっておかないと物価対策にはならない。漁協が運営するとか何するとかいうことを離れて、物価対策という大きな見地から考えたならば、そういう休んでおるときは運営等についても十分成り立つようにならざるやうなことをなれば、私はそういう産地冷蔵庫の果たす役割りというものは必ず出てくる。物価対策に役立つ面もきわめて大きいものがある、こういうふうな考えられるのです。ですから、ひとつこの問題については今後十分検討していただきたい。そして来年はぜひ実現をするように計画を進めてほしい、これは要望いたしましう。

そして最後に、この問題で私はお尋ねをこの際に念のためにしておきたいと思ひますが、昨年、北のむつ地方、それから南の日向灘沿岸地帯を通産省が開発をして石油コンビナートをつくる、とか、あるいは工業地帯をつくる、とかいうことと、新開に出たりして地元の人たちはびっくりしました。考えてみると、沿岸漁業の振興、漁業振興というものを一生懸命農林省は進めておる、そうすると通産省なり経済企画庁というものは、片方ではその海面を埋め立てて、そしてそこに新しい工業地帯を今度はつくつていこうという計画がある。日突如として発表する。これはまことにけしからぬ話だと言わなければならぬ。一体そういう場合に、聞いてみると、水産庁は一切相談にあずかっていないということとありますけれども、ただ工場地帯をつくる、埋め立てをやるのだ、だからあとは資金かけて漁業補償さえちゃんとやっつけば何とか片づくのだというふうな安易な考え方で、同じ役所同士がかってに計画を進めるから、なかなか漁民というものは政府の方針という

ものを全面的に信頼しなかつていていこうという気持ちになれない。こういう場合に、農林大臣はやはり主導権を持つて、われわれはこういう考え方でやるのだからそういうことは絶対にまかりならぬ、こういうふうなちゃんと閣内調整をしてほしいし、各省間で調整の上、そういう計画を発表されたいといふへん困る、こういうことを考えておるのですが、政務次官にこの間のことをひとつ承りまじう。

○太田(康)政府委員 私から事務的にまずお答えいたしまして、後ほど政務次官からお答えいただきたいと思ひますが、日向灘の開発計画というのは、確かに九州地方の通産局の構想として出されたものがあるやに聞いておりますが、決してこれは通産省自体、しいていへば、おそらく国全体としてオーソライズしたものではないわけでありまして、このために漁民の方に不当な不安を与えたというのにはなはだ遺憾に存する次第であります。

それから、むつ、小川原等につきましては、これは御承知のとおり、総合開発計画の一環として経済企画庁が中心になりまして、関係各省の参加した幹事会におきまして計画の検討が行なわれておるのでございます。そういうことでございまして、私どももいたしましては、その際、総合開発計画と沿岸漁業との調整という問題につきましまして、私どもこそ沿岸漁業を守る重要な役割りをになつていくわけでございますので、総合開発と漁業との調整問題につきましまして、そういう立場を通じて、私どもは積極的に調整をはかる立場から、積極的に参加をしようと思ひましておるのでございまして、これからますます進められることが考えられますところの総合開発計画と漁業調整という問題につきましまして、十分細心の注意を払ひながら、地元等の意向も十分聞いた上で調整をはかつてまいりたい、こういうことを基本の考え方として処しておるということでございます。

○伊藤(宗)政府委員 いま水産庁長官からお答えしたことでございますけれども、やはりわれわれ

水産庁といいますが、われわれ農林省といいたしましては、漁業サイドからの強力な意見をそういう開発計画に反映をし、また調整をとりながら進めていきたいと思います。いまわれわれが心がけなければならぬことは、むやみな開発よりも手づくりのよさというものを政治なり開発に入れていくことだと思いますので、江藤先生の御意見を十二分に取り入れまして、開発計画には漁業サイドからの強力な意見の反映に今後ともつとめてまいりたいと思います。

○江藤委員 これは総合開発計画にしても、あるいはまた公害から漁場を守るという問題にしても、ややともすると住民サイドからの運動が主体になって、水産庁が主体性を持った、漁業を守るという姿勢が欠けるきらいがあるわけですね。これは今後とも十分御留意の上善処方をお願いしたいと思ひます。

最後に、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案について一言確認をしておきたいと思ひますが、この整備促進事業はもう必要なくなったということなのか。これが第一。

それから、これからの漁業を取り巻く情勢というものは、漁場の問題あるいは公害から漁場がつかされて漁場が狭くなってくる、あるいは最近の信用事業においても、あるいはまた労働力の面から見ても、漁業協同組合というものが今後非常にいばらの道を歩くということも考えられる。したがって、今後赤字が出るおそれはないのか、赤字が出たときに、一体こういう整備促進において不振組合が出たときにはどうするか。そこいらのことを十分考へての廃止であらうと思ひますが、その点、遺憾はないのかどうか、お尋ねをしておきます。

○太田(康)政府委員 先般、大臣の提案理由並びに私の補足説明で申し上げましたように、今回漁業協同組合整備促進法を廃止する理由は、御承知のとおり、この法律のねらいをいたしておりまして、たこの漁業協同組合の整備基金という基金が、合併に対する奨励金の交付並びに利息を免除

した金融機関に対する利子の助成ということを経営的にやってみていただけたいと思ひますけれども、その目的がおおむね達成をしたということでもございましたので、今回廃止に踏み切ったというわけでございます。しかし、御指摘のとおり、漁協の経営基盤の強化をはかるといふことは、何にましてもこれからの沿岸漁業の振興をやつていくために必要であることは言うまでもないわけでございます。まして、さきの国会におきまして先生方の提案になりますところの漁業協同組合合併助成法、これも延長をいただいたわけでございます。なお、私もまたいたしまして行政サイドからは、やはり定例検査を通じての経営の健全化の指導あるいは駐在によりましてその指導というふうな点を予算面におきましてかなり強化をいたしておるのでございまして、これによりまして不振組合の発生をできる限り押えていくということに基本的な姿勢として協同組合の指導に当たつてまいりたいと思つておるのでございます。

なお、不振組合が、そうは申しまして魚の場合には漁獲変動ということが非常に間々起こることとございまして、これに伴ひましてこれが発生を全くないようにするということはなかなか困難ではございますが、基本的には、やはりわれわれの指導と組合自身の自主的な整備対策というものを中心に措置する必要があるというふうに考えております。

〔松野(幸)委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕
御承知のとおり、本年の二月に社団法人の全国漁協信用事業相互援助基金というものが系統の運動として一体となりましてでき上がったわけでございますが、これによりまして漁協の経営の破綻を未然に防止する、そして、漁協の信用事業の健全な運営をはかるといふことで、こういった制度もできたわけでございますので、これも今後の漁協整備の一助というふうに考えておりますが、なお、われわれ行政サイドからも、現在、法的にあるいは予算的に措置すべき事項につきましては、

これを的確に実施をいたしまして、不振組合の発生というものを未然に防止することにとつとめてまいりたい、かように存じております。

○江藤委員 この機会です。から、郵便局の庶民金融等についてもお尋ねをしてみたいのであります。けれども、時間が参りましたから、あらためた機会にして、以上をもつて終わります。ありがとうございます。

○三ツ林委員長代理 美濃政市君。

○美濃委員 最初にお尋ねしたいことは、漁業協同組合整備促進法を今回廃止するわけですが、ただいまの答弁を聞いておると、ちょっと抽象的だと思ふのです。

事後対策についてであります。昭和四十五年においても損失組合が一七・九%、かなり高い率になっておりますし、最近、漁獲高も資源の関係からそう無限大に伸びるということもないだろうし、伸び率も鈍化、ものによっては横ばい、低下傾向すら出てきておる。こうなりますと、一面、最近の状況によつて管理費の増大、収益の横ばいということ、私は農業協同組合とか漁業協同組合、この一次産業関係の農漁業団体というもののこの当分の間の経営は非常に苦しい。いわゆる収益面では悪化していくと思ふのです。そういう問題に対して、ただ客観的な指導やその他だけではなかなか——基本的問題でありますから、農林省の検査あるいは指導監督で解消できるものであればけっこうでありますけれども、そうはならないと思ふ。

そうすると、そこには具体的に今回——この状態が起きたときの条件はだいたい前でありまして、から、そういう条件は一応目的が達成されたとしても、現況において新たな日本経済の条件変化からそういう問題がはつきり起きておるわけですね。それらについて今後どう進めていくのか、基本的な方針を承つておきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、漁協につきましては、従来いまだ議題になっておりましたところの漁協の整備促進法によりましていろいろ施策を講じてまいつたわけでございます。その結果、かなり漁協の内容が強化されてきておることは御承知のとおりでございます。

ちなみに数字で若干申し上げますと、漁協の主体を占めますところの沿海地区の出資漁協について出資金額が昭和三十五年当時と昨年の四十六年三月末で比較いたしますと、金額が四倍にもふえ、信用事業のうち貯金の残高が十一倍にもなり、貸し付け金の残高も七倍になる、販売事業の取り扱い高が四倍というふうなことで、大幅な伸長を示しております。こういったことを反映いたしまして、損益状況も順次改善をされまして、三十五年度では損失の計上の組合数が八百一組合、大体その比率が二八・九%でありましたが、昭和四十五年度には三百九十九組合で、一七・九%に減少したというふうなことでございまして、確かに漁協をめぐる客観情勢がたいへんきびしくなつておるわけでございますが、今後は災害発生等の極端な不漁等が発生しない限り、私どもが整備促進法を制定いたしました当時のような不振組合の多発というものは一応なかるというふうに考えております。

そこで、今後の漁協の指導方針でございますが、先ほど抽象的であるというふうなおしかりをいただいたわけですが、やはり都道府県を通じましてこれに助成をしまして、育成をはかる必要がある漁協に対しては駐在あるいは巡回による指導を行なう、このための経費も助成する。さらに合併推進活動のための諸経費の助成もいたすというふうにいたしておるのでございます。

漁協の場合には漁業権管理というふうなことが主体になつておりますので、合併等が、農業の場合と違ひまして、たいへん困難な事情もあるわけでございますが、これにつきましては、さきの国会におきまして先生方の提案によりまして合併助成法がさらに延長されたということもあるわけでございます。やはり基本的には、経営基盤を強化するために合併の推進ということが必要であらうかと思ふのでございまして、これにつきまして

は私も系統とともども手を取りながら合併の促進というところに今後とも一そう力を入れまして、漁協の経営基盤の強化というものに当たってまいりたい、かように考えております。

○美濃委員 次に、漁業振興計画ともきわめて重大な関連があり、あるいは第五次漁港整備計画、今後の漁業の整備あるいは改善から問題があると考へましてお尋ねをいたしますが、各種の第一種から第四種漁港の平均水深と、その中の一番浅いものはどのくらいになっておるか、これをお尋ねいたします。

○矢野説明員 お答えいたします。

小型船が主として利用するようないわゆる小規模漁港におきましては、大体二メートルから三メートル半ぐらいです。それから遠洋船が利用するような港につきましては、四メートル半ぐらいから六メートル半ぐらいの水深を持っております。○美濃委員 一種から四種に当てはめると、一種ごとの漁港の平均はどのくらいになりますか。

○矢野説明員 お答えいたします。

一種の漁港ですと、小型船が主体となっておりますから、二メートル半から、しかし、その中でもたまに中型、大型漁船が利用する場合もございますから、中には三メートル以上のものもございますが、総じて二メートル半ぐらいかと思ひます。三種漁港になりますと四メートル半から六メートル。その中間にございます二種漁港でございます。大体三メートル半ぐらいが平均値かと思ひます。

○美濃委員 これらの関係と、これから船を大型化していく場合の関連について、第五次漁港整備計画というものを目下鋭意検討中ということですが、あとから詳しくお尋ねしたいと思っておりますが、一番問題は、やはり船を大型化するということは、漁業の安全それから非常に短い時間で沿岸漁業は別でありますけれども、かなりの沖合いに出る漁業ということになると、他の職種に見られない労働条件ですね、あるいは沖合いで二泊も三泊もして漁業しているわけですから、そうなつて

きますと、現在までの装備ではいづゆる漁業後継者は、ああいう条件の労働はいまの若い人は全く忌避するという傾向が出てきておることは御存じのとおりだと思ひます。ですから、船を大型化するということはいろいろの意味で、単に漁業者の採算だけではなしに、そういう面に重点を置いていかなければならぬと思ひます。言うならば、漁業の構造改善とか漁業の近代化というのは労働条件に対する緩和、そのことが漁業労働力の確保につながっていくと思ひます。それに重点がなければならぬ。もちろん、その中で漁業経営の採算ももちろん考えなければならぬけれども、採算重点主義で、そういう点に緻密な計画が欠けてきますと、これは人的要素から漁業というものの持続性が保たれない、こうなつてくると思ひます。そういう関係と、いまの船を大きくしていくと、六メートルもあればいいですけれども、二メートルとかあるいは、立地条件によつては、一種漁港の中には、沿岸専門ですから、二メートルを切れておつても現在までの間はそれで漁港としての役割りを果たしたが、そういうものを進めるといふことになると、海底をさらつて水深を深くするとか、そういう問題が私は出てくると思ひます。そういう点の大綱はいまの計画の中でどういうふうに見ておるか、これをお尋ねしておきたい。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、われわれが一番腐心をいたした問題は、御指摘の漁業労働力の確保の問題でございます。したがしまして、最近におきます漁船の建造等にあたりましては、大型化の要請が非常に強いわけでございますけれども、これも漁船員の確保というような観点から、漁船乗り組み員の方々の環境の改善というような見地に特に重点を置いて漁船の大型化をはかつておることは御承知のとおりでございます。これによりまして、少しでも望ましい環境にあって漁業労働に従事できるようなことをわれわれは基本の概念として考えていかなければならぬというところで取り進めておるのでございます。

そこで、今回私も第五次の漁港整備計画を策定するにあたりましては、現在の計画を立てましたのは四十四年当時でございますから、その後におきますところの漁船の大型化の傾向というのは顕著に出ております。これらの数値を踏まえまして、漁船の係留岸壁の延長をどのくらいにするかというようなことを基本の概念に置きまして、それぞれ修築事業あるいは改修事業、局部改良事業等につきまして、漁港の修築事業に重点を置くわけでございますけれども、いま言ったような事情の変化を十分織り込んだものとして、現在計画の基本的な考え方を詰めておるということでございします。

○美濃委員 その計画の概要がある程度私どもに提示される時期、素案でもけっこうですが、どのくらいの時期になりますか。その最終決定でなくともよろしいですが、大体概要はこういうことだろう、それはもちろん最終的にまともなまでの期間がありまして、そのまともの責任とかいうことは度外視して、やっぱりこれは大切なことですから、水産庁で検討した結果、概要こういうことになりましてというのをわれわれに見せてもらへる時期あるいは知らせてもらへる時期というのはいつごろになりますか。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、漁港整備計画につきましては国会の承認を得て確定をいたすことになっておるわけでございますから、形式的なことを申し上げますと、明年度の国会に御提案をいたしまして、もし整備計画が確定いたしますと、審議をお願いすることに相なるわけでございます。審議をお願いすることには相なるわけでございますけれども、私どもといたしましては、例年の例でございますと、予算の編成の時期というものは、大体大蔵省に提出する時期が八月末というところに相なっております。そこで、現在詰めておるのは、先生お尋ねのような漁船の大型化の問題、あるいは増殖事業がその後非常に進捗したようなこと、あるいは漁港の機能といたしまして広く流通の拠点であるという点も十分配慮をしていかなければならないという点、計画を立て

てます場合の前提についての基本的な考え方を詰めておる段階でございます。これらができ上がりました段階で、次に具体的な数字の計算に入るわけでございます。いづれにいたしまして、私も私どもといたしましては、漁港審議会等の御意見も伺いあるいは必要な向きとの相談もいたしまして、私どもの原案といたしましては、少なくとも八月末くらいまでは固めなければならぬというところで、せつかく作業を進めておる段階でございます。

○美濃委員 次に、中小漁業振興特別措置法の関係で二、三お尋ねしたいと思ひますが、まず指定業種についてであります。

この指定業種の拡大というのは今後十分検討されておるか。これは先ほどからお話しておきます漁業労働力の確保あるいは漁業の安全操業、こういう点から見ると、整備の改善というものは、単にいまの指定業種だけではないと思ひます。これを全般的に推し進めていかなければならぬ。そういう点についてはどのように計画されておるか、これをお尋ねしておきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、この法律が四十二年に制定になりましたときに、政令で四十二年が以西底びきとカツオ・マグロ、四十三年にまき網、四十四年に沖合い底びき網漁業の四業種を指定したわけでございます。その際、他の中小漁業も、先生御指摘のように、いろいろあるわけでございます。その中の代表的なものとして、イカリ釣り漁業あるいはサンマ漁業、サケ・マス漁業、こういうものも当然ここに入れておる中小漁業の対象であることは間違いないのでございます。ただ、実態を見ますと、御承知のとおり、イカリ釣り漁業あるいはサンマ漁業等は裏作と申しますか、兼業と申しますか、兼業形態の経営が大部分であるという点でございます。これらを指定業種といたしましては、他の表作といひますか、専業といひますか、これらの漁業との関連をどう関連づけるかという点も問題もあ

るわけでございますので、いまにわかに指定業種

にしまかたというような経緯もあるわけでございます。しかし、イカ釣り漁業等につきましては、最近におきまして、資源との関係あるいは漁獲努力等の関係から、新しい規制措置を業界としては要望いたしておるといふような実情もあるわけでございます。操業の形態もかなり周年化を見ておるといふようなこともございますので、そういった新しい事態もございまして、そういった事態も踏まえて、今後検討を加えていきたい、現段階におきましてはさように考えております。

○美濃委員 今回法改正では、金融に対する利子補給の条件の緩和をしておりますが、これはこの法律に基づく指定業種だけですね。他は緩和されないわけですね。他の金融との条件差は何ぼになるのか。他というのは同じ業種ですね。船の状況、金融の条件はどのような開きがあるか。

○太田(康)政府委員 御承知のように、農林漁業金融公庫の通常の漁船建造資金等につきましては七分五厘の資金を融通いたしております。この特定業種に指定をされました業種でございまして構造改善計画に沿って事業を実施する方につきましては六分五厘の金利の長期資金を融通するということに相なっております。こういった問題を離れまして、漁業金融全般につきまして、確かに金利問題を含めての検討という課題もあるわけでございますので、われわれは、そういった問題を含めまして、全体として四十八年度に向かって現在検討いたしておる、こういうことでござい

ます。

○美濃委員 第一次産業である漁業の振興にあたって、これは全般的に六分五厘以下に、できれば五分ないし五分五厘でないですか。農林漁業長期資金においてはそれくらいの金利体系を全般に及ぼす必要があるのではないですか。この指定業種で六分五厘というのは私は高いと思うのです、これは事業の性格から見て、また大切な国民のたん

白食料をまかなっておるわけですから。そういう点はいまここでこの法案審議で即決どうかといううんじやないですが、少なくとも四十八年度

に——いま検討しておるといふが、検討の中では少なくとも——六分五厘なんかというの全般的の資金じゃないですか。そういう点はどういふうにお考えになっておりますか。

○太田(康)政府委員 一次産業の金融につきましては、御承知のとおり、制度金融と組合金融があるわけでございますけれども、農林省全体といったしまして、これらはどう持っていくかというような問題は、特に農林中金法の改正の問題とからみまして、せっかくいま検討しておる段階でござい

ます。その中の一環といたしまして、漁業の、特に制度金融が中心になろうかと思ひますが、制度金融につきまして、現在の金利等を含めまして貸し付け条件がはたして適切であるかどうかというような点につきましては、農業等との関係も考慮しながら、いま申し上げたように検討いたしてお

るわけでございまして、その検討の結果に従ひまして、私どもは昭和四十八年に改善すべき点は改善をいたしたい、かように考えておる次第でござい

ます。

○美濃委員 とにかく、検討中ですからいま結論の意見は聞けないと思ひますが、高いということだけを申し上げておきます。これは下げるようにすみやかに、検討だけでなくて、実際持っていくという努力をひとつ期待しておきます。

次に、農林大臣が定める中小漁業振興計画であります。農業の構造改善事業も、漁業とは質的に変わりますけれども、大まかなシステムとしては同じだと私は思ふのだが、これは全く私としては異論があるところでありまして、農林大臣は、中小漁業振興計画を定めなければならぬ、こうなっております。これは私はこれを進めていく過程においての一つのあやまちをおかしておると思

うわけですね。これは振興計画でなくて、各業種、あるいはいまのお話でも、指定業種は指定業種として、やはり各漁業の段階で漁業の近代化は進めていかなければならぬという。検討しておるとい

うことでありますから、これは少なくとも漁業の近代化あるいは漁業整備の改善というものは全般的に進められていくと私は解釈するわけです。これは財政との関係があつてどういふ規模で進めるかは別としても、やはり進めなければならぬこと

だと思ふ。そういうことになると、今回のこの法律の指定業種もさることながら、その他にも及んでくることですから、そこで、私は、中小漁業振興計画を農林大臣が定めるといふのじやなくて、現段階で間違ひのない大綱の方針として、共通する問題、共通する面の基本方針を農林大臣は明示

して、業種別、地域別の弾力性をもつと持たせなければ——農業の構造改善計画を見ても、振興計画が災いするわけですね。振興計画はある程度そういう弾力性を欠いた面まで立ち入った計画を立てて、これに合わないければ承認しませんよという

のです。農業の構造改善事業を進めてみてもあるいはこの漁業の構造改善を進めてみても、まことに地域の実態に、その計画というものは——基本は合っておりますから全然実情が無視されて合わないとは申し上げませんが業種別実態や地域別実態に、二〇%ないしはなほだしいときは三〇%の弾力性が欠けておるといふことをこの際指摘したいと思ひます。一番大きいときで三〇%それ以上は違つておりません。慎重に検討されておりますから、農林大臣が定めておる振興計画というものが実態から全く遊離して、五〇%以上も遊離しておるといふことはないと私は承知しておりますけれども、それも私も見るに、決して全般的な問題で、やはり特定金融もし、あるいは税制の恩典も与える、あるいはものによつては助成もするわけですから、そういう基準ということを決めることがいけないとも考えまされけれども、それからまた悪意で行なつておるとも見ておりません。ただ、弾力性に欠けておる。その計画というものがその地域の実態、業種別実態を消化できない面までこまかく立ち入り過ぎておる。もう少し大まかなところで、ほんとうの共通する規定ならば、どの業種に適用しても、どういふ地域に適用しても弾力性に欠ける面はないんだということでも打ち切つて、そして弾力性を持たしめないと、その実

施した結果は、そういう面から出てくるものではないはだしいときには三〇%、全然ないということはありません。最もその計画に合致した場合でも一五%ぐらいの地域実態との誤差が起きておる。その振興計画のワク内で計画に合致するように、地域の希望や実態を農林大臣が定めた計画に合わせるべきではない。だから、自主性は貫かれていない。自主性の問題はどうでもいいけれども、具体的に自主性が貫かれていないという、この客観的な表現は別といたしまして、具体的に地域の実態、業種別実態に三〇%遊離しておれば、投資効果も三〇%減殺される。ですから、投資効果が一〇%出ていない、投資効率が低い、これは

はっきり言えると思ひます。投資効率が低い、このことは不幸です。国のためにも大きな損害であり、国益から見ても大きな損害である。計画の弾力性を欠いたために投資効率が低い実態の事業しかできないということは、まことにいけないと思ひます。これはどうしても直してもらわなければならぬと思ひます。いままでやってきたことは、申し上げますが、決して悪意であつたとか、そういうように私は受けとめておりません。あまり弾力に欠けた、計画に立ち入り過ぎておるのです。ほんとうにどの業種に当てはめても、どの地域に当てはめても、この基準に逸脱したものはだめですよというものを持つことはけっこうですけれども、そこに地域の実態、業種別実態に遊離し、完全に投資効果が失われたり、地域別実態や業種別実態をその計画に、どうしてもその適用を受ける以上、意識を殺して無理して合わせるいかなければならぬ。しかし、合致することによつて三〇%の投資効率は減退されるけれども、受ける恩恵のほうが、投資効果の減退よりも、自由であるよりも有利な面が多いから行なう、損しないから行なう、これは非常にいけないと思ひます。実態は明らかに御存じだと思ひます。これをなくする方針をほんとうにすみやかに立てて、これを明確にしてもらいたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御指摘の点は、われわれ行政を担当する者として最も心すべき点でございます。計画が過ぎずしては、過剰投資が行なわれる、むだな投資が行なわれて、法律が期待してある効果が出ていないというような点につきましては、十分反省をしなければならぬと思っております。

御承知のとおり、今回の法律が通過をいたしますれば、私もいたしまして、当面、特定業種としては二業種を考へておるわけでございまして、けれども、これにつきましては、法律の定めるところに従いまして農林大臣が第二次の振興計画を立てることになりまして、振興計画につきましては、御承知のとおり、法律の第三条の第二項で「経営規模の拡大、生産行程についての協業化、資本装備の高度化等経営の近代化の目標」それから沿振法の「九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項」これを中身とした振興計画が定められるわけでございます。一方、今回の法律改正に伴いまして、先ほど来る御説明申し上げましたように、業界の自主的な団体が構造改善計画を立てるわけでもございまして、その間の整合性は十分はからねばならないと思ひます。

その際、できる限り業界の実態に即した振興計画、また法律の目ざしておる目的が達成されるような振興計画というものを念頭に置いて定めなければならぬことは御指摘のとおりでございます。十分過去の経験等も反省いたしまして、実態に即したような振興計画の樹立、それに基づきまして業界の立てられます構造改善計画の指導ということに当たってまいりたい、かように考えております。

○美濃委員 そうすると、地域実態に合致するように弾力性を持たすということが適正であるかどうか。とにかく農林大臣の定めた計画によって地域実態が無視されて、たとえば計画に一〇%なり二〇%合わせなければ承認されない、こういう弊害は、地域実態が間違つておれば別です。その地

域計画に間違いがある面は別にいたしまして、そういうことが起きないようにすると、こういうふうな期待してよろしいでしょうか。

○太田(康)政府委員 やはり計画が計画倒れに終わつては何もならないわけでございまして、地域実態を含めまして業界の現在の実態、将来の展望、これを考へまして、御注意の点、十分含みまして振興計画を立てて業界の指導に当たってまいりたい、かように存じております。

○美濃委員 この地域計画というのは、この場合二、三団体がございしますが、どういうふうに取り扱つていく方針になりますか。もちろん、市町村の意見も加わるだらうけれども、その計画を実施する体制ですね、計画の立案もそうだし、実施する体制というものはどういうふうにして——一番大きいのは漁協だと思ふのですけれども、漁業協同組合と一本にしぼるのか、それとも、その他の団体があるのか。どうなんですか。

○太田(康)政府委員 改正法の第四条の二で「中小漁業構造改善計画の認定等」という規定がございしますが、御承知のとおり、政令で業種を特定業種として指定いたしました。その指定を受けました「特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人は、」云々ということで、この構造改善計画を立てる主体が法律で明示されております。当面私も考へておりますのは、カツオ・マグロ漁業につきましては、大体日かつ連が遠洋カツオ・マグロ漁業につきましてはこの構造改善計画を立てるというのを予想いたしております。近海カツオ・マグロ漁業につきましては全漁連が立てることを期待をいたしております。それから以西底びき漁業につきましては、ここに書いてございまして「その他の政令で定める法人」ということで、以西底びき業者がつくつておりますところの日本遠洋底びき網漁業協会という民法法人がございしますから、この団体が構造改善計画を立てるというふうに考へております。

○美濃委員 わかりました。そうすると、いま説明のあった以外の団体は、一応政令の中にいまいと考へてない、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○太田(康)政府委員 当面、この法律が成立をいたしまして施行になりましたら、おきましては、いまの二業種を特定業種として指定することを政令で定めることを考へておりますので、一応いま申し上げたような団体が構造改善計画を立てるといふふうな考へ方でおるわけでございしますけれども、将来、現在指定業種になっておりますところのまき網あるいは沖合い底びき、これらもそれらの協会等があるようございしますから、もし明年度以降、特定業種に政令で指定されれば、同じようなこゝろいった団体が自主的に構造改善事業計画を立てるだらうというふうに予想をいたしております。

○美濃委員 次に、この漁業権の取り扱いに対する基本方針、これはどういうふうにお考へになっておりますか。

ちよつと注釈を加えますと、客観的にいって、漁業権は私どもは通例所有権だとは解釈してないわけなんです。行政許可を得た権利ですが、当然本人の継続は行政上も認めていかなければ、たとえば許可年限が切れたからもうその継続に対する本人の存続、権利義務からいへば存続権なり許可は、一応年限は切れたとしても存続できるんだという安心感なりは与えておかなければいけません。

ただ、問題は、たとえばこういう構造改善計画また実施計画の——ただいま表をもらいました、この隻数を集めて、四隻を一隻に集めて大型化する、こういう場合にはやはりそういう計画できちんと出てくるわけですから、漁業権のあるものが一隻にまとめるわけですから、共同の場合もあるでしょうし、あるいは権利の名義変更が行なわれる場合もあると思ひます。そういうものはやはり認めていかなければ、こういうことはスムーズにいかないと思ひます。

もう一つの場合は、通例この漁業権というものは、そういう計画や近代化に基づくものでなくて、一つの所有権的に権利譲渡が認められて、現在の漁業の許可を得ておる者の権利放棄があつて、率直に申し上げますと、権利売買が行なわれて、新たな申請に対して権利放棄の書類がついておれば、それは自動的に許可をしていくんだというこゝろになれば、これは所有権的になつてしまふわけで、それを認めるところから、その権利を取得することによつて経済効果が発生するから、そこに所有権的な金銭授受が行なわれる、こゝろなつていくわけですが、これらの関係は、どういうふうなこゝろの漁業権というものをきちつと扱っていくのか。

これは所有権ではなくて、行政許可に基づいておるものです。ですから、さつき申し上げたように、構造改善事業や何かやつておつて船をよせたり何かする場合は別です。これはもう行政指導が加わつてくるわけですから、不当なものには起きないと思ひます。それは当然一つの計画に基づいて行なわれるわけですから、それは自動的に名義が変わつても、相対的な権利を集めて船も大型化する、これは当然な措置だと思ひます。漁業権を行政上どう扱っていくのか、その考え方あるいは現在行なわれている実態、それはどういふふうにお考へになっておるか。

○太田(康)政府委員 先生御指摘の漁業権とおっしゃつておられる法益は、おそらくいまの指定漁業の許可の問題かと思ひます。私もいたしましては、指定漁業の許可につきましても、いわゆる協同組合等の所有している漁業権につきましても、存続期間を一応五十年ということできめて、現在それぞれ行政運営をいたしておるわけでございしますけれども、今回私もこの許可漁業につきましても、経営規模の拡大というふうな観点から、たとえば以西底びきで言いますと、四カ統ぐらいが経営としては好ましい。したがひまして、現在三カ統の人は四カ統にしてくれというふうな

ことも、当然指導の内容として入ってこようかとも思いますが、そういう場合に、一番通常の形態としては、共同経営を期待いたしておるわけでございますけれども、場合によりましては、いま御指摘のような扱いによりまして、新しく規模を拡大するということもあろうかと思ひます。

○美濃委員 私に聞いておるのは、構造改善等の計画に基づいて進めるものは別として、通例の場合、漁業者がやめる場合、その権利関係の譲渡、そういうものに対して、行政の観点からどういふふうに考へて、現実はどういうふうな扱ひをつけておるのか。

○太田(康)政府委員 漁業法に規定があるわけでございますけれども、法律の適格性がございまして、承継は認めておる、そういう運用をいたしておるのでございます。

○美濃委員 その承継問題、私はちょっと疑義があるのですけれども、時間も参りましたし、また午後にも質問しますので、この承継問題はここで一応打ち切っておこうと思ひます。しかし、この承継問題には、私は問題があると思ひますから、ひとつ水産庁においてもそういう問題を——これは所有権ではないはずで、それが承継を認めることによって所有権化しておる。これが正しいのかどうか。繰返しておきますが、計画その他、構造改善計画や何かで承継を認めて船を大型化するというようにすることは別です。それはその時点の許可に基づいてやることでありますから、かつこうですけれども、通例承継が認められるところに行政許可権が所有権化される。たとえば国税局の酒なんか、全然承継を認めないでしょう。同じ行政許可の中で、自分の所有権ではないわけですから、行政許可権の中で承継が認められるものと承継が全然認められぬものとあるというところは、これは一つは行政上の差別待遇が派生しておるとも言えるわけですね。酒を販売しておる実績なんかというものは全然承継は認められぬわけですね。やめれば打ち切られてしまふわけですね。何ぼ承継をつけて出しても承継は認められぬ。そうす

ると、行政許可で、それが所有権であれ、販売権であれ、収益が認められておるわけですね。ある面においては承継が自動的に許可条件の中に認められていく、ある面はそういうものは認めないのだ、これでは私は行政の不公平とも言えると思うわけですね。行政の不公平が派生しておる。その面が一つ出てくるわけですね。所有権がほんとうの許可権限で、その本人が営むその行政許可で収益を得さしめておるのか、それともそれは所有権として一たん行政許可をすると、その承継は自動的に認められる、所有権化しておるのか、これが出てくるわけですね。これはひとつ十分検討しておいてもらいたいと思ひます。

以上で午前中の質問を終わります。

○三ツ林委員代理 午後二時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時九分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。美濃政市君。

○美濃委員 まずお尋ねいたしたいことは、これから水産資源の見方でありまして、

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

最近の漁獲量は、付属資料で見えますが、新たな海域でもさがせば別ですけれども、現在操業している地域における漁獲量、この現在の漁獲の量に対する将来の資源関係の継続はどう考へておるか。先ほどのいわゆるとり過ぎによる先細りになると思つておるか、それとも、将来、資源がふえるとお考へにしているか、その見方はどういふふうにお考へになつておるか。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、私どもが統計的に持つております最も新しい数字は、昭和四十五年の生産数量でございます。これは全部で九百三十一万五千トンでございます。そのうち、先生も御承知のとおり、非常にふえておりま

すのはスケツウダラ、これが約二百三十五万トン、それから先ほど問題になりましたサバが百三十万トン。実は初めて四十五年に九百万トンの大台をこえたわけでございますけれども、中身を見ますと、スケツウダラとサバの漁獲が非常にふえたことによる生産の増加ということでございまして、それ以外のいわゆる高級魚並びに、従来多獲性大衆魚といわれましたところのスルメイカあるいはアジ、さらにはイワシ、こういったものの漁獲は必ずしもふえていないというのが実情でございます。

御承知のとおり、昨年の十月六日に水産資源の開発促進法に基づく開発の基本方針というのを公表いたしましたわけでございますけれども、これは五年先の需給の見通しの動向を勘案しながらきめたわけでございますけれども、その際、われわれは、現在、センターによって開発されます新漁場によりまして、生産の増を、五年先でございすけれども、約四十万トンと見込んでおります。

魚種別に見ますと、先ほど来問題になつておりましたマグロ等につきましては、必ずしも資源の見通しは樂觀を許さない、あるいは現在最も漁獲がふえておりますところのスケツウダラ等につきましても、漁獲が漸次小型化しておるというような問題があることは御承知のとおりでございます。なお、資源的に見ますと、大きな変動を繰り返しながら減つたものがまた何年かたつてふえるというふうな傾向にあるものとして、たとえばサマナンカがいわゆるおのれでございまして、若干回復の機運にある。なお、それ以外に、いろいろな魚種によって見方があつてございまして、特に対面問題として資源の保護培養という観点から検討しなければならぬものといひましたし、私どもはマグロあるいはスルメイカ、こんなのを念頭に置いておるわけでございます。もちろん、それ以外に、御承知のとおり、国際的な漁業条約等に基づく二国間の交渉、あるいは多國間交渉によつて、漁獲の制限をいたしておるものに鯨あるいはサケ、マス等もあるわけ

でございますけれども、いずれにいたしましても、資源の保護培養ということをお頭に置きながら、資源の有効利用という面を生かして、漁獲をできる限り上げて、動物性たん白の供給産業としての水産業というものの確立をはかつてまいらなければならぬというふうにお考へております。

○美濃委員 大体、ただいまお話の水産資源の長期見通しに立つと、漁船の大型化という問題と隻数の問題は、どういふふうにお考へになつておりますか。

○太田(康)政府委員 漁船の大型化につきましては、経営の近代化という観点から大型化を進めておりますが、最近におきます漁船の大型化の見通しといたしましては、先ほどお話にも出ましたような、むしろ乗り組む員の環境改善というふうな観点からの設備の大型化というものにつきましては、私どもはできる限り認めてまいりたいというところで、指導方針にいたしております。

それ以外のものにつきましては、一定のルールのもとに大型化を認めておるということでございす。従来、どちらかといひますと、まだ耐用年数がきていない前に償却して、漁船大型化をはかるというふうな傾向がございすから、一方におきまして漁獲努力をふやして、差しつかえないものにつきました。そういう方向で指導することが間違いないと思つてございすけれども、中には、そのために逆に経営の不振を招くというふうなものもありますので、そういった資源とのにらみあるいは漁業経営全般をにらみながら、漁船の大型化というふうな問題に対処してまいりたい、かように存じております。

○美濃委員 もう一回お尋ねしますが、漁船の大型化とトン数の関係で、大型化することによつて、それは同じトン数であっても、能率アップはどういふふうにお考へになつておるか。大型化によつて小型の船よりも、同じトン数であっても、能率はアップされるのか、それとも、漁船員その他の待遇改善あるいは出漁に対する安全性が高まるというふうなことで、同じトン数であればそう

能率アップにならないわけであるか。また、その点と関連して、それに対する将来の展望と計画をどういうふうに考えておるか。

○太田(康)政府委員 實は御承知のとおり、今回指定漁業の一斉更新の時期を迎えておるわけでございまして、当然、これに対処する方針を私ども内定をいたしましたして、この処理方針に従ひまして、指定漁業の許可の事務も取り進めてまいるといふことにいたしておるわけでございます。その際、漁船につきましては、漁船の船員設備という点、あるいは漁船の公害防止施設の整備というような点、そういったものを基本に置きまして、漁船の大型化の問題と取り組んでおるわけでございます。

それからの、トン数補充の場合の処理方針であるいは大型中間代船の措置、漁船の建造調整というような観点から漁船の大型化の問題に対処してまいるわけでございますけれども、基本といたしましては、やはり漁船の乗り組み員の設備基準というようなものを尊守させる、このための大型化というものは、これはある程度やむを得ないという方向で考えるわけでございます。

なお、漁船につきましても、公害防止の問題が非常に大きな問題になっておりますので、漁船の公害防止施設というようなことを当然考えていかなければならないだろうということで、場合によりまして公害防止施設をつくるというような場合に、その取り扱いをどうするかというようにないと、このために、たとえば排出防止施設の設置のために船舶の大型化をするというような場合に、特に無補充によりますところの大型化の措置は講じない。しかし、今後、関係法令によりまして防止施設の設置が義務づけられる、こういうような場合には、その段階におきまして、無補充の大型化の措置を検討するというようなことでございまして、漁獲努力にすぐつながるための大型化ということよりも、どちらかといいますと、重点は、公害防止とかあるいは船員の環境改善というような面からの大型化という方向に今後は力を入れて

いきたい、かように考えております。

○美濃委員 次に、オホーツク海におけるサンマ漁業の問題をお尋ねいたしたいと思いますが、いまオホーツク海のいわゆる定着しておる漁民から、内地の漁船がオホーツク海に入ってきてかなりのサンマ漁が行なわれるために、定着してやっけておる漁業に大きな影響が起きておるからこれを阻止してくれという強い要請がある。これは水産庁にも要請が行なわれておると思うのです。これは一体、基準からいくと、どういうふうに解釈すればいいのか。この漁業は、たしか北海道のオホーツク海沿岸漁民が従事しておるものは、十トン未満は自由操業、十トン以上は北海道知事の許可になっておると思うのだが、そういう海域へ無許可で入ってくる船というのは、これは密漁と今解釈すべきなのかどうなのか。その点の見解と今後の対策はどう考えておるか。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、現在サンマにつきましては、農林大臣が規制をいたしておりますのは、漁業法に基づきますところのさんまます漁業取締規則によりまして、太平洋を一応対象区域としての規制措置を講じております。これは十トン以上につきましては農林大臣の承認、それ以外は自由漁業ということに相なっております。昭和四十六年には約六百隻、実際に稼働した隻数では五百六隻くらいのごいようでございます。承認船でございますが、そういうことに相なっております。それから、北海道につきましては、オホーツク

は従来、御承知のとおり、それほどサンマの漁場として、ことばは悪うございますが、価値があるわけでは、ないようなことです、農林大臣の規制の対象海域にはいたしてゐなかつたわけでございまして、いま先生がおっしゃいましたように、北海道知事の北海道海面漁業調整規則、これに基つきまして、十トン以上の漁船を使用してオホーツク海においてサンマ漁業を営む場合には北海道知事の許可、それ以外は自由に相なつておるのでございます。したがひまして、いまお尋ねのようにな、道知事の許可を受けないでオホーツクで操業

したという場合には、明らかに北海道の海面漁業調整規則違反、無許可操業ということで違反操業になるわけでございます。

そこで、この問題につきましては、実は昨年オホーツクでかなりサンマがとれまして、公称統計では全体で十八万トン、そのうちオホーツクで三万九千トンというようなことがいわれておりますが、御指摘のように、内地の違反船がオホーツクでとって内地で陸揚げしたものもあるはずでありますから、実際にオホーツクでの漁獲量はいわゆる三万九千トンといわれているものよりも多いと

いうふうに私も推定をいたしております。そこで、内地の方々は、私も日ごろ言っておりますところの大海区制というような観点からいきまして、オホーツクの資源がかなり今後安定的に、オホーツクでもサンマがとれるということであれば、オホーツクも農林大臣の規制の対象に加えて、太平洋と同様に農林大臣の手で規制措置の対象にしてもらいたい。といいますことは、内地船舶をオホーツクにも入漁を認めてもらいたい、こういう要望が出ております。これに對しまして北海

道側は御承知のとおり、オホーツク沿岸の漁民は冬季の結氷期間が長くて、主漁場としてはサンマが大きな産業になっておるといふようなこと、あるいはいろいろな漁業が沿岸で行なわれておりますので、大型船との調整もはからなければならぬといふことで、北海道の調整規則におきましてこの小型十トン未満の漁船と大型船との調整をはかりながら、先ほど申し上げましたように、隻数を制限して、知事が十トン以上のサンマ船の許可を認めておるような状態でございます。それに加えて必ずしもオホーツクの資源は安定的ではなない。たまたま四十六年度においては従来に見られないような大量な漁獲があったわけでございますけれども、これが必ずしも安定しているものではないといふような見地から、内地の入漁には反対といふことを言っております。

私ども、実はそういう実態にもございますので、先般係官を派遣いたしましたので、オホーツク沿岸

岸、稚内からこちらのところまで全部、それぞれの漁協につきまして、実際に操業しておられる方方の経営の実態等も調査してまいりました。さらに、今後は資源担当の研究機関の方々の御意見を伺いまして、はたしてオホツクのサンマというようなものが予測として本年度は一体どういう状況になろうかというようなことも勘案をいたしまして、私どもが一番腐心をいたしますいわゆる漁業調整の問題として公平に妥当な結論を得べく、現在調査をし研究をいたしている段階でございます。

○美濃委員　過去の四十一年から四十六年までの実績を見ると、確かに去年はいま長官が言ったくらい量の量かとれておるようですけれども、その前には少ないのですね。一万トン台あるいは一万トンを割った年も近い年にあるわけですから、去年一年とれたかからといって、回遊の関係その他で、いまお話しのように、必ずしもオホツク海の条件が変わってサンマ資源が安定的に拡大されておるといふ判定はちょっとできないだろうと思うのです。

そこで、北海道知事の調整規則に違反するといふことならば、将来の展望は展望といたし、まして、とりあえずそういう取り締まりは知事がやるのか。知事権限で行なうとすれば、海上保安部、これは保安庁の出先ですね、これらの関係をどういふふうにするか。法律違反が行なわれて無法地帯になっておる。たとえそれが調整規則で条例であつたとしても、これは道の規則だ。農林省、いわゆる国にも相談が行なわれた法律的なものであるから、地方自治団体の条例や規則が全く無視されて、無法地帯であつていいいこととはなれないと思ふのです。それに對して、将来の展望は展望として、水産庁としてはどういふ対策をしようとしておられるのか。ことしの九月から操業が始まるわけで、何か現地の保安部あるいは保安庁の見解では、かなりの隻数が入つておる、このくらい入つてこのくらいはとつておるのじゃないかといふ保安庁のものもあるが、これを証拠として申

し上げることはこの際どうかと思うので避けたい
と思います。それはあなたの方のほうでもそういう
ことはわかっておられると思う。あなたの方から言っ
てもらえばいいわけだ。水産庁で保安庁と打ち合
わせた結果は、どのくらいの隻数が入ってどのく
らい漁獲がされておるか。これを私が提示する前
に、あなたのほうで承知しておれば、あなたの方か
ら提示されることが一番望ましいと思うわけ
です。それも知らないというならば、何をしてお
るかということになると思います。水産庁としての
そういう許可関係の管理義務が全うされていない
ということになると思う。これをさしあたりどう
処置するのか。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、都道府県
の調整規則に基づく違反操業につきましては、主
として当該都道府県が取り締まりに当たるとい
うのがたてまえでございます。

そこで、このオホーツクのサンマにつきま
しては、北海道が主として道庁の取り締まり船をもち
まして取り締まりに当たっておりますが、網走、
紋別等の海上保安部の応援も得て、道庁主体で取
り締まりを行なっております。私もいたしまして
も、当然北海道からの報告を受けております
で、サンマ漁業全般に対しては国の立場とい
たしまして、当然県の規則は規則でございますか
ら、これを守ってもらわなければならないとい
うことで、無許可の操業をしないように厳重に業界
を通じて注意をいたしております。

そこで、昨年の家態でございますが、取り締
まり船の配置といたしましては、北海道が二百ト
ン級の取り締まり船一隻、それから百八十トン級の
取り締まり船一隻、計二隻の取り締まり船をオ
ホーツク海に配置いたしました。取り締まりに当
たったということに相なっております。それか
ら、海上保安部のほうは、紋別海上保安部から一
隻、網走の海上保安部から一隻、計二隻がオホ
ーツク海で同様取り締まりに当たっております。私
のほうの水産庁は、北海道海面に二隻の取り締
まり船を配置いたしましたわけでございますが、オホ

ツク海のサンマ漁業につきましては、直接取り締
まりの任には当たっていないのでございます。
そこで、昨年の違反でございしますが、私もか
なりの隻数がオホーツク海へ入って無許可の操業
を行なったというふうな推定をいたしております
が、確かな数字というのは実はまだ確認はいたし
ておりません。

そこで、北海道なり保安庁の取り締まりの検挙
の対象になりましたのは、全部で五十八隻という
ふうな承知をいたしております。これらの違反船
につきましましては、北海道の行政処分ということ
で二十日ないし四十日の停泊処分が付されてお
る、こういう実態にあるようにございます。

○美濃委員 これらの船が陸上でなくて海です
から、私も確たる調査はできませんが、しかし、行
く船の全部とは言いませんけれども、大半は独航
船で、いわゆる日ソサケ・マス協定をやった、あ
れが終わりまして、そして独航船もしくは三十八
度線以南のサケ・マス漁業をやった、そして三十
トン以上、九十トン、百トンという船が大体その
裏作に密漁に入っていく。この船が多いと聞いて
おるのですが、その実態はどうですか。

○太田(康)政府委員 私が先ほど内地船がかなり
無許可でオホーツクで操業したと言ったのは、ま
さに先生がいまおっしゃったような、船は内地
の、農林大臣の承認は得ておるわけでございます
けれども、これはあくまで海域としては太平洋の
海域についての操業許可でございますので、オ
ホーツクにつきましましては、先ほど申し上げまし
たように、道知事の規則によります道の許可を受
けなければ操業はできないということございま
して、いま違反というのには、北海道ではいわゆる
大型船が小型船との調整を破って十海里以内の海
域に入って操業したという事例もあらうかと思
いますけれども、問題になっておりますのは、主と
して内地の無許可の操業船であるわけござい
ます。

○美濃委員 その無許可の実態が、ただいま私が
指摘したような船が入るといふふうに聞いてお
るのですが、その実態はどうですか。
○太田(康)政府委員 先ほど申し上げましたよ
うに、検挙されました処分の対象になったのは五
十八隻ということでございます。しかし、これを
かなり上回る無許可の操業が行なわれたというふ
うに見ております。

○美濃委員 もう一回聞きますが、その入る船が
三十八度以南サケ・マスあるいは独航船、こうい
うふうにして内地の船がサケ・マス漁業をや
って、その期限が切れますから、そのあと入って
くものが多いというふう聞いておるのですが、
その実態を聞いておるのです。

○太田(康)政府委員 確かにサンマ漁業はサケ・
マス等の裏作漁業でございますから、サケ・マス
の漁業が終わった船が引き続き、十トン以上の場
合には、農林大臣の承認を受けて太平洋で操業す
るのがたてまえになっております。こういった船
の中で不心得者がオホーツクに無許可で入って
いって操業した、そういう実態があるわけござ
います。

○美濃委員 そうすると、これは取り締まりの方
法ですが、たとえば知事許可でありますから、た
とえばオホーツク海沿岸で行なっておる北海道に
定住しておる漁業者、これが違反を起こした場合
には、知事権限で、これは所在も北海道です
から、すぐ調べられるけれども、聞くところによ
ると、これらの内地漁船はかなり漁船としては大
型でありますし、魚をとったらほとんど北海道の漁
港へはおろさないうで、とつたらすぐ内地の港へ
来て、また引き返してきてやるというケースだとい
うふうな聞いておるわけですが、そういうことが
行なわれるということになってくると、この取
り締まりについては水産庁側からもよく海上保安
部と連絡をとって、これはかなりの水産庁の規模
で取り締まりをしないと、知事権限だとい
うても、それは知事の依頼でやっておる言っただけ
でも、知事権限の問題だけではないと思うのです
ね。それが一点。

それからもう一つ、不法による密漁という解釈
になれば、たとえばサケ・マス資源保護法に基
づいて、これは漁獲規制と資源保護との相違はあり
ますけれども、いま北海道の中小河川でサケを二
匹か三四匹、これも不心得者ですから、その行為を
何もいということじゃないのですけれども、密
漁を発見した場合に逮捕ですよ。完全に一週間
くらい留置される。サケ・マス資源の保護のため
あるいは資源調整のために、一匹や二匹のサケ
で逮捕されるのです。人間が。私はそれがいい
とか悪いとか言っておるのじゃない。資源保護の
ためにはそういうきびしい措置もやらなければ、
河川で密漁が多くなれば産卵が妨げられるわけ
だ。これもたいへんなことだと思ふ。片や大きな
船でどんどん密漁しても、処分が少し手ぬるい
というわけ。そういう不心得な船は本年度の出
漁のサケ・マスも停止させてしまえばいいと思
うのです。人の迷惑も考えないで、沿岸の定住し
ておる北海道の漁民の生活に関するような、私に言
わしたらギャングですよ。魚資源を荒らして、人
の迷惑を考えないで、自分さえよければという行
為を、そのまま寛大な、ただ調べてみて、何カ月
の停止処分くらいで終わらしておく。はつきりし
た去年のその五十八隻のうち、三十八度以南の許
可船や何かであれば、全部許可を取り消すくらい
のきびしい処分を臨むべきだと思うのです。あ
の一匹か二匹サケをとった不心得者を一週間も十日
も留置して、ああいう取り締まりをするのに比べ
たら、当然そういう不心得な行為をやった者に
ついては、全部の許可を取り消すくらいに処分態度
で臨むべきだと私は思うのです。どうですか。そ
のくわいのことをしなければいけないのじゃない
か。それでもできないのであれば、一匹や二匹サケを
とつても取り締まりの対象になくしたらどうで
すか。一貫していいのです。だが、そつちをゆ
るめるといふのじゃないのです。サケ・マス資源
をきびしく取り締まることを否定するわけじゃな
いのです。不公平じゃないですか、そんなのは。
大きな何トンという船でとつた者、それは社会的
には北海道の沿岸漁民に重大な損失を与えてお

わけです。どうですか、そういうものをこしらえちつとしてもらわなければならぬと思う。

○太田(康)政府委員 取り締まりの問題でございますが、御承知のとおり、現在はオホーツクと太平洋に分けてそれぞれ規制をいたしておりますので、一応それぞれの分野を分けまして取り締まりをいたしております。しかし、内地の方から言わせると、オホーツクの海というのは一体北海道漁民のためにあるのかという議論もあるわけでございます。私たちがいたしましては、その間の調整という問題が最も大きな使命になるわけでございます。また現にサンマの場合に資源がやや回復状態にあるというようなことも一つ考えられますし、まことに困ったことではあります。ソ連の船も来てサンマもっているというような実態もあるわけでございます。オホーツクでもサンマ資源が豊富にとれるようなことであれば、やはり農林大臣のさんま漁業取締規則の対象海域に入れて、全体として内地、北海道、それから北海道の小型の漁船の方々の調整をはかりながら資源の有効利用という観点でものごとを考えたらどうかというようない意見も内地側からは出るわけでございます。

特に問題になりますのは、先ほど先生御指摘のサケ・マスの流しとか独航船の船員の確保の問題があるわけでございます。いままではどちらかと言いますと、北海道の方々が内地の船に乗るというようなケースが多かったわけでございますけれども、裏作としてのサンマにつきまして北海道のオホーツクの漁獲がよいということになりますと、ともすると従来とは逆の動きになりまして、内地の漁船の方々がどんどん統々と北海道の船主のほうに引きずられていくというようなことが、また内地の漁民の方々の悩みにもなっております。これこれ勘案しながらこの問題は慎重に対処しなければならぬというふうに思っております。

なお、取り締まりの問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、いまそれぞれ海域を

分担してやっておりますわけでございますけれども、本年度の解決がどういうことになりますかは別といたしまして、私どももいたしまして、もし去年のような規制をオホーツクと太平洋と分けてやるようなことでございますれば、内地船の違反操業ということは見のがすわけにいきませんので、私どももいたしまして、取り締まりの面につきましては、今後格段の努力を払わなければならぬいだらうというふうに思っております。

それから、御承知のとおり、指定漁業の許可等をいたします場合には、漁業法令の違反ということは許可を与える場合の適格性の要件でカウントすることになっております。したがって、違反がある程度重くなったような方々につきましては、場合によりましては、従来指定漁業の許可を持っていた者でも次の更新の機会に許可を与えないというようないことも実際はあるわけでございます。昨年場合には、先ほど申しましたように、五十八隻の違反操業船につきまして道の知事の定めた規則違反ということで二十日ないし四十日の停泊処分というようないたしておるのでございます。もちろん、違反船が全部取り締まりの対象になったということはなかったと思うわけでございますけれども、取り締まりの面の強化というようない点につきましては、われわれも十分対処してまいらなければならぬというふうなふうに考えております。

○美濃委員 まあ、海は北海道の海、内地の海ということと色分けすべきでないことは常識として考えておりますけれども、いまお話をあつたオホーツク海のサンマの漁獲量というものは昨年あらわれた現象でありまして、その前昭和四十年以降、四十二年で二万五千とか六千、それが一年でありまして、あとは一万トンそれから四十年、四十四年は六千トンとか千八百六十トンとか、きわめて不漁年もあるんですね。こういう状況ですから、そういう内地の大型の船が入って二万トンも三万トンも沖合いでとれば、沿岸に接近してくる魚は少なくなるわけですから、許可地

域にするだけの安定性はないと私は思うのです。これは参考に申し上げておきます。ここで政府権限を侵してあせいこうせいと言う権利は私どもにはないわけですね。しかし、許可するとすれば、その段階で私どもには言い分があります。軽率だという。いまそういう大型船を何十隻もここのへに出漁を認めるというだけの漁獲量の安定性はありません。これを申し上げておきます。

次に、本年のサケ・マス交渉の経過、まだ妥結の条件までいっていませんが、現在の状況はどうなのか。これは外交交渉の問題でありますから、知り得る範囲、いまここで公表できる範囲でよろしゅうございます。お聞かせをいただきたい。

○太田(康)政府委員 サケ・マス、ニシンにつきましては、御承知のとおり、三月一日から日ソ漁業委員会におきましてモスクワにおいて話し合いが続けられております。御承知のとおり、ことしはわりあい話し合いはスムーズに進んでおりまして、資源評価につきましても、もちろん、個々のものにつきましても完全な意見の一致は見ませんでした。一応資源の評価としては、ことしはマスの不漁年ではございますが、一九七〇年の水準とはほぼ同じであろうということが意見が集約されたわけでございます。現在非公式会談が続けられておるわけでございますが、漸次規制措置も明らかにされてまいっております。そろそろ漁期も近づきますので、最終の詰めの段階に入っておりますのでございます。

そこで残された主要な問題点でございますが、まずサケ・マスの漁獲量でございますが、当初ソ連案は公海における漁獲は九万トンにしよう。御承知のとおり、昨年からソ連は公海における漁獲を始めるというところで、一九七一年は十萬五千人、そのうち日本側が九萬五千人、ソ側が一萬トンということになったわけでございます。そこで九万トンを大幅に減らす必要があるんだというようなことを言っておったわけでございますが、その後、ソ連側の提案は、ソ連側の漁獲は一萬トンで日本側が八万トンということをおっしゃるよう

でございます。なお、その後さらに折衝の経過におきまして、いろいろな規制措置をのむのであれば八萬五千人までは認めてもよろしいというようないことも言っているわけでございますが、なお、漁獲量につきましてはそういう規制措置とのからみで数字は申し上げかねる状況にあるわけでございます。

それから、減船の措置でございますが、これもここ二三年来日本側で五割、それ以外では二割の減船というようなことを強く言っております。減船につきましては、私どもとしては、これはあくまで国内の措置の問題であるからということ、減船は拒否をしまいつておるのが従来の実態でございますが、まあ、これまでの経緯等を考えてみますと、やはり漁業の経営の安定あるいは管理上の面からいましては減船を得ないというところで、ある程度の減船はやはり得ないという事例がございます。今回も約一割程度の減船はやはり得なからうというふうに思っておりますが、ソ連側の言い分を全くのむというようないことはなしに対処いたしてまいりたい、かように思っております。

それから、毎度問題になりますのは禁漁区、休漁区の設定でございます。これも、本年度は不漁年であるにもかかわらず、一九七〇年にはブリストル系の紅サケが非常に回遊が多かったというようないことで、いわゆるA区域におきましてございまして、休漁区の設定という点につきましても、ございまして、休漁区の設定という点につきましても、強き反発をいたしておりますが、この点につきましては、ことしはかなりのきびしい規制をソ連側は要請をいたしておるのでございまして、この点が残された最も大きな問題、これをいま詰めておるという段階でございます。

それ以外に、これも毎度言うわけでございますけれども、ソ連船によるB区域への乗り入れによ

は索餌ニシンについては必要なというようなことで、これも強く私のほうが拒否をいたしておるということでございます。おおむね最終段階に

題ですが、長官も、先日の参議院の農林水産委員会で、昨年の抱卵ニシンの全面禁止で四十一億九千万円を補償した例もあるので、国としても考

ことで、ソ連側が二割あるいは五割というようなことを言っておりますけれども、その点は、私どもは最後まで、現在われわれが考えておる減船で

か、その点について伺いたい。

○太田(康)政府委員　先生おっしゃいますとおり、相補償をする場合に、業界の方々の同意が得

られなければ実行できないこととございますので、私どももいたしましては、鋭意業界の方々にそういう趣旨のことをお話し申し上げ、協力を得るようにつとめてまいりたい、かように考えております。

それから、先生おっしゃいますように、確かに先細りじゃないかというような議論もあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、やはり資源評価に基づいて、その基礎の上に立つての漁獲量の決定というのを今後基本方針として進めてまいりたいと思っております。確かに経営安定のためにはこの指定漁業の許可をめぐりまして、いま一年ごとの許可になっておりますが、五年が原則でございますので、五年間にしたらどうかという御意見もございまして、しかし、御承知のとおりのこととて一年ごとの交渉というふうな一つの事情もございまして、現在は一年ごとの許可になっております。

実は昨年、農林大臣が十月に訪ソされましたときに、イシコフ大臣とも、できれば五年ぐらいの長期の漁獲量取りきめというものをもうやったらどうかというふうなことも言っておるわけでございます。と申しますのは、すでに過去に十年年の交渉の経緯もございまして、大体豊漁年はこのくらい、不漁年はこのくらいという基準数量ぐらひはきまるんじゃないか、だから漁業委員会できまることは、そういう基準数量に対してとてええば上下五%の幅でその年々の資源評価によってきめるといふような、基礎的な基準数値というものをきめた上で、ごく限られた範囲の話し合いにしたかどうかというふうな提案もいたしております。

なお、それに加えてまして、漁獲量の安定確保のために、日ソ共同でサケ・マスのか化事業、増殖事業をやたらどうかというふうな提案もいたしております。この点につきましては、かなり向こう側も関心を示しております。現在、日ソ漁業委員会のおきまして専門家の間でそういったサケ・マスの増殖事業につきましての具体

的な計画も検討されておるようでございますので、これが具体化すれば、私どもも充分の協力をいたさなければならぬというふうに考えております。で、そういうことが実現を見ますれば、私どもが最も願望いたしておりますところの長期取りきめという問題も漸次可能性が強くなってくるのではないかと。この点につきましては、イシコフ大臣は、農林大臣の提案は提案としてよくわかるけれども、そのことをあまり強く打ち出しますと漁業委員会の科学者の資源評価問題というものと調整するの、あるいは科学者がそういうことを受け入れるだけの準備があるのかどうか、そういう点についてなお自分としては検討をいたしたい、いましばらくその返事は留保したいというふうなこともなっておりますけれども、やはり私どももいたしましては、一方におきまして人工増殖というふうなことを日ソ協力してやるということをはかりながら、一方で長期取りきめという線に漸次持ってまいりまして、漁民の方々の不安をできるだけすみやかに解消するという努力は今後も続けなければならぬというふうなことを考えております。

それから、お尋ねのように、かつての減船の際には、実は沖合いから遠洋へというところで、カツオ・マグロなんかの転換というところもあったわけでございます。実は、昨年ニシンの禁漁をいたしましたときに、ニシンの業界の方から、あるいは北転を認めてくれとかあるいはノートンのほうに出航することを認めてくれというふうなお話も出たわけでございますけれども、やはり国際情勢を考え、資源状況を考えますと、いまにわかに減船になったものをそちらに振り向けるということもなかなかできかねる実情でございました。したがって、そういったことがニシンの対策としてはとれなかったわけでございます。

今回の減船にあたりまして、われわれ種々検討いたしました、いま直ちにこういって漁業が可能であるから転換を認めろというわけにはまいらなかつたわけでございますけれども、先ほど来

お話にも出ておりましたように、これらの船につきましては裏作としてのサンマの操業あるいはイカ釣り等もあるわけでございますし、なお、私どももいたしましては、水産資源開発センターによる新漁場開発というものをすみやかに実行いたしました、一日も早く企業化試験の完成を見まして、新しい指定漁業にも許可の道が開けることを期待いたしまして、その際は、こういって減船にならざるを得なくなった業界の方々の措置として配慮してまいりたい、こういうふうな現段階においては考えておる次第でございます。

昭和四十二年、現行法が制定されたわけでありまして、その内容について検討した結果、計画案に少し無理な点があったように思われます。たとえば経営規模拡大の目標でありまして、カツオ・マグロ漁業に例をとってみると、計画の経営体あたり四隻の目標だったけれども、一隻あるいは二隻しか所有してない経営体が一挙に四隻に増殖するということが非常に至難であつたという、したがって、四十六年度の見込み隻数を加えても、実績は非常に低調な結果となつておりました。計画達成率が三四%ですか、こういって実情をよく理解して、振興計画あるいは今後行なわれる構造改善計画というものが進められなければならないと思ふのですが、この点についての御見解を承っておきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 御指摘のとおり、第一次の振興計画に基づきまして、カツオ・マグロ漁業についての実績を申し上げますと、私ども二つの点に主眼を置いて実施をいたしたわけでございますけれども、漁船の建造、装備の高度化、このための融資、これにつきましては全体として計画に對しまして三四%のオーバーということ、一三%という計画を上回る達成を見たのでござい

ますが、いま一つの柱でございまして、残念ながら、模範の拡大という点につきましては、残念ながら、御指摘のとおり、きわめて達成率は低かつたということが反省いたしております。なぜこういってことが進まなかつたのかというところにつきましましておわれわれせっかく反省をいたし、検討をいたしておるわけでございますが、何と申しますか、カツオ・マグロに対する需要が非常に旺盛で魚価高というふうなこともありまして、漁獲量そのものは必ずしもふえなかつたわけですが、経営的に見ますと、そう申し上げるとなにごとでございますが、私どもの期待した合併等をしなくてもある程度やれるというふうな状況があるんじゃないかと思ひます。しかし、一方において魚価高というふうなことに依存をして経営を続けるということ、消費者物価の問題との関連からいいますと、そういうふうなことも許されることではございせんので、今後は私どももいたしまして、マグロ漁業のように周年操業のものにつきましては、適正規模というふうなものも当然あるわけでございます。来問題になりましたような共同経営の形あるいは権利の承継という形で規模の拡大あるいは合併の促進というふうなことに一段と力を入れてまいらなければならぬ、特にこの点については強く反省をいたしておる次第でございます。

○相沢委員 現行法の第一次振興計画の内容であります。施設の内容として、一つには公庫融資の点と二つには税制上の特別措置の面が大きな柱になつておるわけですが、そこで、その他の振興施策についてはあまり見るべきものがなかつたというふうな辛い見方もされておる、ようなんです、この点、今後どのように考えてござい

御指摘のとおり、きわめて達成率は低かつたということが反省いたしております。なぜこういってことが進まなかつたのかというところにつきましましておわれわれせっかく反省をいたし、検討をいたしておるわけでございますが、何と申しますか、カツオ・マグロに対する需要が非常に旺盛で魚価高というふうなこともありまして、漁獲量そのものは必ずしもふえなかつたわけですが、経営的に見ますと、そう申し上げるとなにごとでございますが、私どもの期待した合併等をしなくてもある程度やれるというふうな状況があるんじゃないかと思ひます。しかし、一方において魚価高というふうなことに依存をして経営を続けるということ、消費者物価の問題との関連からいいますと、そういうふうなことも許されることではございせんので、今後は私どももいたしまして、マグロ漁業のように周年操業のものにつきましては、適正規模というふうなものも当然あるわけでございます。来問題になりましたような共同経営の形あるいは権利の承継という形で規模の拡大あるいは合併の促進というふうなことに一段と力を入れてまいらなければならぬ、特にこの点については強く反省をいたしておる次第でございます。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、振興計画におきましては、経営規模の拡大あるいは生産行程についての協業化あるいは資本整備の高度化、その経営の近代化の目標と、沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項として振興計画というものが定められたわけでございます。そして、おっしゃいましたように、そ

御指摘のとおり、きわめて達成率は低かつたということが反省いたしております。なぜこういってことが進まなかつたのかというところにつきましましておわれわれせっかく反省をいたし、検討をいたしておるわけでございますが、何と申しますか、カツオ・マグロに対する需要が非常に旺盛で魚価高というふうなこともありまして、漁獲量そのものは必ずしもふえなかつたわけですが、経営的に見ますと、そう申し上げるとなにごとでございますが、私どもの期待した合併等をしなくてもある程度やれるというふうな状況があるんじゃないかと思ひます。しかし、一方において魚価高というふうなことに依存をして経営を続けるということ、消費者物価の問題との関連からいいますと、そういうふうなことも許されることではございせんので、今後は私どももいたしまして、マグロ漁業のように周年操業のものにつきましては、適正規模というふうなものも当然あるわけでございます。来問題になりましたような共同経営の形あるいは権利の承継という形で規模の拡大あるいは合併の促進というふうなことに一段と力を入れてまいらなければならぬ、特にこの点については強く反省をいたしておる次第でございます。

の経営の近代化の目標に達することとなるように農林漁業金融公庫からの特別融資、それと税制上の優遇措置というものを講じてまいったわけでございます。

それはそれで中小漁業の振興対策としては、その面はともかくとして、それ以外の中小漁業の対策がウィークであるからうまくいかなかったのではないかと、いろいろな御指摘でございます。私も中小漁業の対策といたしましては、あの法律ができたのと同後いたしました漁業近代化資金の制度もつくりまして、中小漁業に対する農林漁業金融公庫と並んで、設備資金等に対する組合系統金融の充実をはかったこともございます。それから、中小漁業につきましては、経営診断事業というようなことも実施をいたしてまいったのでございます。なお、それ以外に、御承知のとおり、構造改善事業等も実施いたしましたのでございますが、今後におきましては、さらにそれらに加えて、一つは海洋水産資源開発センターによる新漁場の開発というように、さらに漁業近代化資金の内容をことしは四百五十億に拡充いたしました、近代的な漁業施設の導入についての融資の円滑化、それにこの法律が実行されてからの反省に基づきまして、水揚げの多い主要な産地につきましては、流通加工センター形成事業というような事業に対する助成をいたしまして、主要漁港につきましては流通施設の整備をするというように、これらから資金体系的の合理化についての指導、これはあくまで指導でございますが、そういう指導もする。それから、先ほど来漁船の大型化とからんで申し上げましたように、漁船船員設備の改善、洋上診療の拡充というように、各般の施策を講ずることとしておるのでございます。

なお、今後におきましては、これもけさほど来申し上げておりますように、特定業種につきましては業界の自主性のもとに構造改善計画というものが立てられるわけでございますが、その構造改善計画が達成されますように、私ももといたしましては、この法律に定められたこと以外にも、中

小漁業につきましての対策の強化ということには今後一段とつとめてまいりたい、かように存じております。

○相沢委員 それで、その構造改善計画の作成者の問題なんです、これが法律の上では明確になつてないようですので、一体どの段階で行なうのか、まただれがこの計画を作成する責任者なのか、この点を明確にしたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 法律のたしか四条だと思ひましたが、構造改善計画を作成するのは、特定業種を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人というふうにされております。

そこで、私もがこの政令で定めようと思ひております見込みのこの法人でございますが、当面私どもとして考えておりますのは、漁業協同組合のほかに、業界の実情に応じて民法第三十四条に定める社団法人、こういうものも指定する予定にいたしております。そこで、法律が通りますと、特定業種等の定めもいたすわけでございまして、当面、カツオ・マグロ漁業とそれから以西底びき網漁業が前の一次計画から五年を経過いたしておりますので、これを対象にこの施策を進めたいと考えております。

以西底びき網の場合には、以西底びき網漁業者が全員によつて組織をいたしておりますところの社団法人の日本遠洋底びき網漁業協会という協会がございまして、これがこういって構造改善計画を立てるに最もふさわしい、ここで書いてございましてところの「その他の政令で定める法人」に該当するのではないかと、このように考えております。それからカツオ・マグロ漁業の場合には、御承知のとおり、遠洋カツオ・マグロ漁業と近海カツオ・マグロ漁業がございまして、そこで遠洋カツオ・マグロ漁業につきましては日本遠洋漁業協同組合連合会、いわゆる日かつ連と呼んでおる漁業協同組合がございまして、この漁業協同組合の連合会を立てていただいだらどうかと思つております。

し、近海カツオ・マグロ漁業につきましては、これは全国の漁業協同組合連合会がございまして、全漁連に行なつてもらつたらどうか、現段階ではかように考えております。

○相沢委員 次に、構造改善漁業者団体の自主性尊重ということがいわれているのですが、農林大臣の振興計画が先に立案されて、その計画のワク内で構造改善計画が行なわれるということになりますと、はたしてどの程度漁業者団体の側の自主性が買われるか疑問があるわけです。もしかその場合に非常にいいアイデア、新しい方向へ進んでいきたいということでの手があった場合に、それを尊重して検討し直すだけの余地を政府は持つのかどうか、この点についてどのように考えられるか、お尋ねしたいと思います。

○太田(康)政府委員 この話は、先ほど美濃先生からも、農林大臣の定める振興計画が非常に硬直的で、そのために構造改善計画が実情にそぐわないものになつてしまつたのではないかと、この点につきましては、私もこの計画があくまで机上のプランに終わつて実態に即さないということではなりませんというお答えを申し上げたわけでございまして、そこで、私もこの計画は、やはり最近の中小漁業をめぐる情勢に十分対処して経営の安定をはかつていくということが主眼でございまして、先生お尋ねのように、構造改善計画はあくまで業界が自主的に作成するというものになつておるわけでございまして、私もこの構造改善計画とこの特定業種についてのいわゆる中小漁業の振興計画というものは、いわば構造改善事業計画を立てます場合の基本方針的な性格を持つものであるというふうに考えております。したがいまし、業界の自主的団体が、具体的な構造改善計画というものの作成段階におきましては、この基本方針的な性格の振興計画に沿つて立てられるわけでございますけれども、私もこの考えも述べは、十分業界の話も伺ひ、私もこの考えも述べ合つて、振興計画と構造改善事業計画というものはいわば不離一体のものでもあるわけでございます。

すから、実情を十分踏まえた上で、御心配のような、業界の自主的な構造改善の盛り上がり方を少なくとも私も振興計画が阻害するあるいは邪魔になるというふうなことになるのは申しわけないことでございますので、その間の調整は私も十分心して取り組んでまいりたい、かように考えております。

○相沢委員 今後の新規指定業種の拡大見通しについてどういう検討がなされておるか、お尋ねしたい。

それから、今後新たに新規指定業種に加えられるものに対する振興計画あるいは構造改善計画の措置について心配な点といわれておるのは、法第五条の国庫融資が従来どおりのようですけれども、税制上の特別措置は適用がなくなるようなんですが、この点について明らかにしてほしいというところ。また、政府が新規指定業種を考へる場合に、税制の改正を同時に行なうことによつて対処していくのだからと思ひますが、政府として新規指定業種の必要性をどのようにとらえられておるか、その点をお伺ひしたいと思います。

○太田(康)政府委員 御指摘のとおり、指定業種につきましては、法律で要件が定められておまして、当該業種にかかる漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれているのと、それから二番目の要件といたしまして、その業種にかかる中小漁業者の相当部分の経営が漁獲量の変動、漁業経費の増大等により不安定となつておりまたは不安定となるおそれがあるため、生産性の向上その他経営の近代化を促進する必要があると認められる業種をいうことになつております。現在までのところ、この法律が施行になりました昭和四十二年にカツオ・マグロ漁業と以西底びき網漁業の政令指定を行ないまして、その後四十三年にまき網漁業、それから四十四年に沖合底びき網漁業を指定いたしましたのでございまして、現段階におきましては四業種が指定業種になつておることでございます。そこで、これと類似の中小漁業ということで、業種といたし

応自国の旗を魚をとって、その国で加工をして日本に輸出するのですか、日本側が輸入するという形態の合併企業もあるわけでございます。そこで、私ももといたしましては、将来予測されますところの国連の海洋法会議等の経緯も十分踏まえまして、今後における動物性たん白資源でございますますところの水産物の安定的供給ということを考えますと、いまわれわれが実施しておりますところの沿岸漁業におきまます増養殖の振興はもちろんでございまして、なおかつ、公海におきまますところの新漁場の開発ということも今後強力に進めてまいらなければならぬことは明らかでございます。第三の施策といたしまして、開発途上国の領海並びに漁業専管水域の拡大というようなことが日程にのほつてもおりますし、やはり国際協力というような観点から協力をとりながらやっておりますと、せっかくわれわれの先輩の築いた伝統的漁場が確保できなくなるといような問題もございまして、これらの点につきましては、私もこの新しい大きな課題として取り組んで、何らかの施策を具体化したいということ、いま部内でせつかく検討をいたしておる段階でございます。

まあ、業界自身も、大日本水産会等が中心でありまして、国と業界団体の出資による事業団みたいなものをつくりまして、具体的にこういって問題の処理に当たったかどうかというような提案もございまして。私もこのほうは、従来は海外経済協力基金等の融資のあっせんによりまして合併企業の進出等をはかり、あるいは関係国との話し合いの場にも私どもの職員を派遣しまして具体的な交渉に当たらせる、あるいは技術援助のための職員を派遣するといふようなこともやっております。それから見ますと、いろいろな形で要請が出てまいりまして、私もこの問題について検討をいたしまして、やはりスムーズな形で資源が確保できるということを念頭に置いて対処してまいらなければならない。特にこの点は、私も慎重に検討

してまいりたい、こう存じております。

○相沢委員 いまの開発途上国に対する見返り協力について部内で検討中である、早急にやりました、また慎重に対処したいということでありましかれども、大体、具体的に施策として政府から発表できるのはどのぐらいの時期と考えておられますか。

○太田(康)政府委員 私どももいたしまして、最も早ければ昭和四十八年度に実現すべき重要施策の一環として、先ほど問題になりましたところの漁港整備計画とか、それからいまの海外協力の関係、こういった問題を部内でせつかく検討中でございます。私ももといたしましては、予算化できるものは予算化をして実施しなければならぬわけでございますから、やはり八月末までには一応の考え方を取りまとして、予算化すべきものは予算化すること、大蔵省に要求すべきものは要求するということ、検討をいたしまして結果を取りまとしていきたい、さように存じております。

○相沢委員 次に、漁港法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねをしておきます。

特定第三種漁港の外郭施設または水城施設に關して国の負担割合を現行の六〇%から七〇%に引き上げるといふことになっておるわけですが、全国漁港協会等は、数年来の漁港大会におきまして、全国的に利用されておる公共性の高い施設でありまして、水産食料確保の重要拠点であるとして、七五%に引き上げるよう決議をして、政府に対して強い要望が出されておるわけでありまして、これが今回費用負担率を七〇%に決定した具体的な根拠についてお尋ねをしておきたいと思つておるわけでありまして。特定第三種漁港の場合は、地元船より外来船が多くて、四分の三を占めておるといふ地域もございまして、これについて納得できる根拠がなければならぬと思つておるわけでありまして。さらに、基本施設のうち係留施設が引き上げの対象から除外された理由についても、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○太田(康)政府委員 御指摘のとおり、特定第三種漁港の補助率引き上げ、特に従来の百分の六十を百分の七十五というところは業界の悲願でもありましたが、われわれもぜひさよういたしたいといふことであつたわけでございます。

その理由は、御承知のとおり、特定第三種漁港といふものは、その利用範囲が全国的な第三種漁港の中でも、水産業の振興上特に重要なところで政令で指定をいたしておるのでございまして、たしか十一港あつたかと思つて、これらの漁港は、その利用範囲が広く、かつ水揚げ高も抜群に多い、整備事業の規模もきわめて大きいといふようなことで、特定第三種漁港の整備を円滑に推進するということ、特に修築事業に要する費用について国の負担割合を引き上げまして、地元負担の軽減をはかるという必要性を主張いたしまして、今回の予算の編成にあたりまして予算折衝いたしたわけでございます。まあ、百分の七十五というところの実現を見ずに、百分の七十で終わつたわけでございますけれども、公共事業の補助率引き上げといふのは数少ないうちの特例であつたわけでございます。私の力が足りなかつたことも事実でございますが、確かに百分の七十五にいたしましたわけでございますけれども、最終的な折衝の過程におきまして引き上げの実現を見たといふことで、まあ一割アップといふことでやむを得なかつたというのが、率直に言つて実情でございます。

それから、今回の補助率の引き上げが水城施設と外郭施設で、係留施設が対象になつていないではないかといふようなお尋ねでございますが、私も確かに全部が全部といふような考えもあつたわけでございますけれども、こう申し上げますとたいへんことばが過ぎるかも知れませんが、いかに目的を達成するといふような見地からいまして、やはり規模の大きく、経費のうんとかかる漁港の基幹的な施設といわれておりますところの水城施設と外郭施設、これをとにかくせし補助率アップを確保したいといふことでございます。

たし、当面これをぜひ達成したいといふことで、重点をこれにしばつて予算要求したというのが偽らざる実情でございます。将来の問題としては、特定第三種漁港のみならず漁港全体の補助率のあり方、国庫負担率のあり方という問題は検討しなければならぬと考えておりますが、そういった実情であつたわけでございます。

○相沢委員 この特定第三種漁港と同じく、負担率の引き上げの要望が強かつた第三種漁港について全然今回触れられていないわけでありまして、特定第三種は昭和三十八年と今回引き上げになりましたし、第一種、第二種は四十年度に改正をされております。第三種漁港は制定以来一度の改正もありませんが、第三種漁港にしても、その利用範囲が非常に全国的なものでありますし、大規模で近代的な漁港施設の整備を順次進められてきますと、この整備のためには負担率の引き上げはどうしてもやらなければならない政府の仕事であらうと思つて、この点、他種漁港とのバランスの点だけを考慮して改正を必要としないと考えておるのか、そのほかの理由があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○太田(康)政府委員 第三種漁港につきましては、国の負担割合の引き上げといふことは、毎年開かれますところの漁港大会で強く関係業界の方から要望のあることはわれわれよく存じておつたのでございまして、われわれも検討は決して怠つてはいるわけではございません。しかし、けさほど港との関係もありと申しておしかりをこうむつたわけですが、やはり実際問題の処理といたしましては、どうしても他の類似の公共事業との関連といふことで、すぐ港が私どもの場合には引き合ひに出されるということでございます。そこで、港との関連がございまして、今回の場合にはまた特定第三種漁港に限つて重点を置いて補助率引き上げ、国庫負担率の引き上げを要請したといふようなこともありましたので、第三種漁港の補助率の問題、決して念頭になつたわけではございませんけれども、重点をしばつて

港の整備を早急にしなければならぬと思うのですが、具体的な施策がすでにとられておるかどうか。

○太田(康)政府委員　沖繩は、御承知のとおり、沖繩の漁港法というのがございまして、行政主席が漁港を指定いたしております。確かに現在四十五港くらいであったと思いますが、大体復帰時に

○相沢委員　まだ規模等について明確な数字は出せないと思いますが、どうも水産庁関係の予算は全体ワックが少ないと思うのです。それで、国民の動物性たん白質のうちの五三％を魚でとっておるということ、また漁場をだんだん進められて、新漁場の開発等あるいは栽培漁業の開発等、これは相当重要視していかなければならない。農林予算のうちの五％程度、しかもそのうちの八〇％が漁港のほうへどうしても急がなければならぬところに使われる。そうすると、どうしてもその他のこまかいところに予算がなかなか配られない。その中で非常に苦勞してやっつけらっしゃると思うのですが、そういった点で、水産庁長官は、けさからずっと現在まで何時間ですか答弁は一人でお立ちになって、しかも声も衰えず相当な馬力でありますので、その馬力で少し水産関係の予算獲得

にがんばっていただきたいし、特に横の席にすわっていらっしゃる与党の議員さんたちも、水産関係の予算の獲得にぜひ応援してやっていただきたい。

それで、第三次の場合は八年を六年に短縮して整備計画を変更していますし、今回も第四次計画

を四年に縮めて第五次を四十八年を初年度としてやらなければならぬということの二つには、予算の規模が少ないということもその要素の一つであらうと思いますので、この点は、水産庁長官、がんばっていただきたい、こういう要望を申し上げておきたいと思います。

漁港問題と離れますが、沖繩返還後の新しい問題として、沖繩においては水産業のウェイトが非常に高くなると思いますが、この生産基盤になる

漁港の大半が零細であります。これらの沖繩の漁

た感じもしないわけではありません。漁業生産

高は増加の傾向にありますけれども、需要の高級化あるいは多様化に伴って、水産物の需要に供給力が追いつかないというのが現状だと思っております。しかもまた、消費者に渡る魚の価格というものは、前年度比二〇％も上昇しているという点で、非常に国民の皆さん方から批判、指摘もあるわけでありまして、白書では、今後世界における発展途上地域を中心とする水産物の需要増大で、水産物の輸入は年々困難になると思われるという点で、需給のバランスをとるために、沿岸等の水産資源の維持増進、それから沖合い、遠洋の未利用の漁場開発、また加工技術の開発による水産資源利用の高度化、こういった計画的総合的な問題を推進して、国民の動物性たん白質の供給の役割りをこなす重要な産業として水産物の確立をはかることが必要だ、このように述べているわけでありまして、四十五年の漁業生産量は九百万トン、大台に乗せたとはいえないながら、その内容を見ますと、海面漁業生産量では八百六十万トンで、四二％がスケトウダラとサバであり、しかもこれは決して安定したものではないといわれております。将来、これは五カ年先ということですが、約三百万トンの供給不足といわれているんですけれども、食料政策から見ても、この供給不均衡の是正は、一体何年後に解決できるのか、その見通しについて伺いたいと思っております。

○太田(康)政府委員 御承知のとおり、昨年十月の六日に、水産資源開発促進法に基づく開発の基本方針というものを定めまして、公表いたしましたわけでございます。これを定めます場合に、法律の規定に基づきまして、将来の需要の動向に即して定めなければならないということに相なっておりますので、お尋ねのように、私も五十年を一応の目標年度といたしましての需給推算をいたしましたのでございます。将来のことでございますので、必ずしも適切、的確に当たるかどうかという問題があるわけでございますが、私どもの推算では、水産物の昭和五十年における需要が、魚介類で約

千九百万トン、海藻類で約七十三万トン、合計千八百八十二万トン程度というふうに試算をいたしました。一方、国内の生産でございますが、御承知のとおり、水産資源開発促進法で目ざしておりますところの沿岸における増進事業の推進、それから海洋水産資源開発センターによりまして新漁場開発という二つの柱によって、生産の増大をはかってまいるわけでございます。この沿岸における増進事業の推進によりまして、約三十一万トン、それから新漁場開発によりまして四十万トンという増産を期待いたしております。そこで、そういったことで推算をいたしますと、昭和五十年におきまして、この生産は、魚介類で約九百六十二万トン、海藻類で六十三万トン、合計で千二百二十五万トンというふうに見込んでおります。

したがって、需給のギャップの問題でございますが、魚介類で約四百四十七万トン、海藻類で十萬トンということになっております。そのうち、魚介類では食用が約四十六万トン、家畜等のえさに参りますミール等の非食用が百一十萬トンというふうに考へておるのでございます。

御承知のとおり、現在、水産物の輸入は、昭和四十五年で食用が二十九万四千トン、非食用が四十五万一千トン、合わせて七十四万五千トン、海藻類が七十五万五千トン、すべて合算しまして、原魚換算で八十二万トンということに相なっております。したがって、かなり高い自給率になっておるわけでございます。不足分の相当量は輸入によってある程度カバーできるのではないかと、いうふうに一応考へております。

しかし、御指摘のとおり、動物性たん白の供給源として、現在畜産を越えまして、約五三％が水産物によって供給されているという事態もございまして、私もこの案を作成する過程におきまして、党のほうともいろいろ御相談申し上げたわけですが、やや生産の努力が足りない、もっと長期の展望に立つて考へるというふうな御指摘もいただいております。なお、御承知のとおり、経済社

会発展計画の新しい計画が、現在、政府部内において検討されておまして、私もさらに五十二年一五十五年を目標としてせつ々しく新しい計画の基礎数字の固めをいまやっておりますわけでございます。党の御意見等も十分拝聴いたしまして、私どももいたしましては、できる限り国内による供給という形が確保できるように今後考へていくべきである、こういうふうな現段階におきましては考へておる次第でございます。

○相沢委員 海洋水産資源開発センターを設置して、資源の開発と利用の合理化を促進して、水産物の全体的な供給安定に邁進しておりますことは承知いたしておりますが、そこで、遠洋の場合、この開発センターの現在までの活躍で企業化されるだけの漁場が一体何カ所ぐらいあつて、また推定資源量はどの程度見込まれておるのか、その点、おわかりでしたら伺いたいと思ひます。

○太田(康)政府委員 海洋の新漁場におきまして、この漁業生産の企業化のための調査を行なう機関ということで、先般御審議をいただきました海洋水産資源開発促進法に基づきまして、昨年七月一日にセンターを設置いたしましたのでございますが、昨年は、設立も年度途中であつたというふうなこともございまして、約九億ほどの国の助成をいたしまして、四十六年度内に八漁業種類、十一海域の調査を実施いたしましたのでございます。調査の結果のうちで、北大西洋の高緯度海域におけるマグロ漁場あるいは薩南海域における大陸的な斜面底魚漁場、こういった漁場につきましては、企業化の対象としてかなり有望だというふうな結果も得ておるのでございますが、何ぶん単年度、しかも年度途中の調査でもございまして、漁場としての価値をにわかには即断することは危険であるということ、引き続き調査を行なうことになつております。また、ニュージランド周辺海域におきまして、このイカ漁場の調査のように、調査中は、実は残念ながら、ほとんど漁獲がなかったというふうなものもあるわけでございますが、稚魚の出現状況等から見ましても、この海域

の漁期が十一月、十二月ごろから四、五月ごろと推定できた例もあるわけでございます。これらの経験も十分踏まえながら、四十七年度以降一その効果的な調査を行なつてまいりたいということ、センターの職員も非常に張り切つておるわけでございます。なお、四十七年度におきましては、予算もかなり増額いたしまして、従事する漁船等もかなりふやまして、昨年に引き続き、かなりむずかしい仕事ではございますが、積極的に新漁場の開発に取り組んでまいりたい、かように存じております。

○相沢委員 その開発センターの機能の点で若干お尋ねしたいのですが、現在、開発センターで持っている船は、大手漁業会社の持ち船のうち中古のあいた漁船を借りて調査をやつておるというふうな現状だそうですね。この程度ではあまり効果は早急に望めないのではないかと、いう声も一部にありますが、この点についての御見解はいかがですか。

○太田(康)政府委員 実は本年度の予算の編成の過程におきまして、そういった主張が党の諸先生方から強く出たわけでございます。ただ、私どもといたしましては、一応充足する当時の経緯もございまして、いま直ちに国で漁船を建造して、それを現物出資が何かの形でセンターに持たせてやらせるかどうかというふうなことにつきましては、まだその段階では検討が不十分でございまして、そこで、本年度の予算の中にそういった問題を含めまして、新漁場の開発調査を効果的に進めるためには、こういった性能の船をどういった形で保有して運航することがよろしかろうかというふうなことを、学者先生に集まつてもらつて研究する経費を計上いたしております。これらの検討経緯を踏まえまして、太平洋、大西洋、インド洋に五千トン級の船を各一隻ずつ配置したらどうかというふうな御意見もあつたわけでございますが、船をつくりましても、たいへん泣きごとみたいになりますけれども、これに所要の船員等の確保

の問題もあるわけでございますが、なかなかセン
ター発足当時にはそういうことがあまり考えられ
ておりません、用船でやるというような構想に
もなっておったわけでございます、まだにわか
かにそこに踏み切れなかったわけでございませう
けれども、先ほど申しました研究会を発足させま
して、できる限りすみやかに結論を得て、その結
論に従って、新しい予算を必要とする場合にはそ
の予算化にもつとめなければならぬだろうという
ことで、近く研究会を発足いたしましたとして、幅広く
検討いたしていただくことにいたしております。

○相沢委員 それから、水深三百メートル以上の
漁場の開拓の問題でお尋ねしたいのですが、いわ
ゆる深海魚をこれからとって、それを国民の食卓
にのせるという点から考えますと、深海魚の場
合、非常に形がグロテスクだということ、市場
に揚げられてもあまり買手がつかないというこ
と、また、そのまま家庭の台所に持つていって調
理するのたいへんだといったようなことで、今
後深海魚がどんどん捕獲されたとしても、加工し
て市場へ出す方法がとられなければならない。そ
ういった点で、開発センターも、この深海魚の場
合は、あわせて加工の研究もやるべきではない
か、このような意見があるのですが、この点につ
いての御見解。

それから、加工食品の伸びが非常に高くなっ
ておりまして、今後、魚は第一次加工までは漁業
者が負担をして、収入を増大していくという、そ
ういう時代が来るのではないかと、いうふうに思わ
れておりますけれども、この点についての御見解
をあわせてお伺いしたいと思います。

○太田(康)政府委員 たいへん的確な御指摘で
ございまして、確かに新しい魚がとれました場合
に、その商品化の問題というのが大きな問題であ
るわけでございます。特に、これからは漁場の外
延的な拡大もさることながら、いままであまり利
用されていなかった深海魚、千五百メートルとか
二千メートルぐらいの深海にある魚の漁場開発と
いうことも当然必要になるわけでございますが、

またセンターの趣旨もそこに一つあるわけござ
います。

そこで、そういった魚がとれました場合に、は
たしてそういう商品化がどうかというような問題
が当然問題になるわけでございます、現在の問
題は、魚がとれました場合に、これがはたして食用
に供されるかあるいは加工用に向くかどうかとい
うような点、特に加工の点につきましては、わりと
品協会のほうも、いまスケッソウダラによってかな
り安定はいたしておりますが、これもだんだん資
源的に問題があるというところで、新しい魚種の開
発ということにも取り組んでおるわけでございま
す。センターも徐々にそういった問題については、

私どもの試験研究機関も動員いたしまして、当然
その研究をしておくべき問題だというふうに考え
ておりますし、現に、いま言った団体等を通じてま
して、実際に実用化できるかどうかという点の調査
研究に当たらせておるという実情でございます。

○相沢委員 先ほどお話が出ておりました、来
年予定されておる国際海洋法会議で明らかにする
と思うのですが、各国とも領海十二海里説が有力
だといわれておりますし、また、南米諸国を中心
に開発途上国の間では、漁業専管水域二百海里とい
うような説も出ておるようでございます、わが
国のような漁業先進国は非常に不利な立場に立た
されると思われます。現在、各業界ごとに開発途上
国との協力協定を結んでおるわけですが、この
際、国と漁業各界の共同出資によって、漁業協定
を推進するための機関として、特殊法人を設立す
る必要があるという主張もあるのですが、この点
について政府は取り組むお考えがあるかどうか。

それから、関係諸国間とのトラブルについての
補償や入漁料などについて、国の全面的なバック
アップが必要ではないかと思っておりますが、この点、
すでにアメリカにおいては、漁民を守る立場から
保護法等が施行されて、その実績等が伝えられて
おりますし、遠洋漁業の振興とそれをささえる国
庫負担ということについてどのように立案されて
いるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○太田(康)政府委員 来年第三回の国連の海洋法
会議が開かれるという予定で、現在、準備会議が開
かれておまして、ことしもたしか春の会議は終わ
りまして、また夏の準備会議が持たれることになっ
ております。そこでの主張を見てまいりますと、
やはり後進国、特にA諸国並びに南米諸国にお
きましては、領海はさることながら、少なくともそ
の外側に、あるいは領海という言い方をしている
ところもあるわけでございますけれども、かなり
広範な漁業専管水域、たとえば二百海里というよ
うな主張があることは事実でございます。それに
対して先進国はおおむね、あまりそういった排他
的な権利を海洋に設定することはどうかというよ
うなことで、特にわが国といたしましては、後進
国の一部主張はわかりやすいけれども、現在、一般
的にいわれております十二海里というのはどうだ
ろうか。わが国は三海里と言っておりますが、多
数の国の合意が得られまして十二海里ということ
になりますれば、それに同意することにはやぶさ
かではないというような態度をとっておりますし、
さらに、わが国の考え方といたしましては、
後進国に対しては、ある程度領海の外側に排他
的な漁業専管水域みたいなものを、後進国の場合
に、つくることはやむを得なからうというよう
な提案をいたしております。わが国とかイギリス
あるいはポーランド等はそういった提案をいたして
おりますが、必ずしもそれが多数を得ていないと
いうようなことでございまして、いろいろこの問
題をめぐっての将来のわが国の漁業のあり方とい
う問題については、われわれも、先輩の築いた伝
統的な漁場をいかに確保するかということに腐心
をいたしておるのでございます。

この対策といたしましては、御指摘のように、
最近、大日本水産会におきまして、関係業界取り
まとめまして、国に對しまして、発展途上国との
協調をはかりながらわが国の漁業振興をはかるた
めの特殊法人の設立を含みますところの特別な援
助措置、これをぜひ政府において検討して、四十
八年度ぐらいからひとつそういう考え方を実現し

てもらいたいという要望が出ております。この点
につきましては、私ども、先ほど来申し上げてお
りますように、私どもの四十八年度に取り組みべ
き新しい課題として現在研究をいたしております
ので、こういった業界の要望も出ておることでござ
いますから、これらを勘案しながら、私どもの
考え方を取りまとめたい、かように考
えております。

それから、漁業問題についての関係国とのトラ
ブルや入漁料問題の解決に国のバックアップとい
うようなお話でございます。私ども、この問題に
つきましては、かねて意を用いておりますので、こ
れを漁業協定を結ぶあるいは民間によりまして、
漁業協定を結ぶあるいは民間によりまして、こ
の援助を申し上げるというような措置を講じまして
従来対処してきたところでございまして、今後
もこういった問題はなるべく、後進国がああいう主
張をいたしておりますので、いろいろ出てまい
ると思っております。いろいろ後進国の要求も、私、
先般、セネガルの水産局長とも会いましたが、従
来の入漁料方式では、国の財政はそれによつて助
かるけれども、地元の産業の育成にはならない、し
たがって、むしろ合弁方式で、一応水産物は自国に
水揚げをして、それに加工をして、そこで雇用の
場をつくって、それを輸出するという形で漁業
協力が望ましい。むしろおそろく一般的にそう
いった空気がこれから漸次出てくるのではない
かと思っております。そういう動き等も踏まえて、
これらの問題につきましては積極的に対処してま
いらないかならないだろうというふうに存じて
おります。

それから、遠洋漁業に対する国の助成でござ
います、御承知のとおり、私どももいたしまして
は、一つは、水産資源開発センター、何回も出て
まいって恐縮でございますが、これによる新漁場
の開発ということ、遠洋漁業の新しい漁場の開
発ということ、とめておることは御承知のとおり
でございますが、それ以外に、こういった遠洋

の大規模漁業につきましては、御承知のとおり、開発銀行の中に特利、特ワクということで、漁船の建造資金についての融資措置をとることにいたしました。これはたしか四十四年でしたかからとられた特別な措置でございまして、本年度は四十五億円という融資のワクを準備いたしております。金利は通常の場合が八分二厘くらいでございしますが、この特利の制度におきましては七分五厘の資金を融通するというところで、四十七年度におきましては引き続きこの措置を財政当局とも折衝をいたしまして確保いたしました次第でございまして、これらによりまして遠洋漁業の振興のお手伝いをいたしておりますこととでございます。

○相沢委員　ここで、ブラジルの領海法をめぐってわが国の交渉の実態をお伺いしておきたいのですが、七〇年の三月二十五日付でブラジル領海二百海里拡大に関する大統領令というのが分布されておりますが、日本としてはこの海域でエビトール漁業が操業いたしておりました、今後万全を期さなければならぬわけでありまして、わが国との過去の交渉の経過と結論、それからアメリカとブラジルとの交渉内容との比較等をしてみて、今後の有効な交渉方針というものはどう考えているのか、その点を明らかにしていただきたい。

○太田(康)政府委員　ブラジル国が一九七〇年の三月二十五日、領海を二百海里とするという大統領令を公布いたしましたわけでございますが、この公布がございまして以来、わが国はブラジル国に對しましてその不当性につきまして抗議をいたしておりますのでございます。特に同国近辺におけるわが国のエビトール漁業の操業に悪影響を及ぼさないようにという抗議をしつつ対処してまいりましたのでございます。

いまお尋ねのように、最近におきます一部の情報によりますれば、米国のブラジルとの間に二百海里における漁業活動についての協定が成立したという報道があります。そこで、わが国にいたしまして、これらのアメリカ国とブラジル国との

間の協定の内容というものの実態等を十分調査した上で、領海についてのわが国の法律的立場というものもあるわけでございますから、そういったものも十分考慮しつつ、私どもの漁船の安全操業を確保するという立場から、この問題について検討したいというふうな考えをおるわけでございまして、御承知のとおり、現在、南米の北岸のエビトール漁船というところで約七十隻が同海域におきましてエビトールに従事をしていただいております。特に最近私どもの係官が業界の代表の方とギアナとかあの近辺の国に行つてまいりまして、実態も調査をいたしてきているような状況でございます。こういった国々との間では、一部漁獲物を陸揚げいたしました、向こうに對しまして製氷、冷凍施設を整備をいたす、これに私どもが協力をするという形で漁業の操業ということが認められるということにも相なっておりますので、なおこういった形で安全操業ということが確保できれば好ましい方向であるというところで、今後もしういったことの推進には一段と力を入れてまいりたい、かように存じております。

○相沢委員　一説によりますと、この大統領令が公布される二年前、一九六八年ブラジルから船員訓練センターの設置希望がわが国に出されたのですが、日本がそれを受けたというところで非常に感情的になったのではないかと、あのときにそれを受け入れておけば現在たいへん案に交渉できたのではないかとという話もありますが、その辺のいきさつはきょうはよろしいですが、今後、領海の拡大や漁業専管水域の設定によって公海漁業を規制しようとしている特に漁業後進国との協力を進めるにあたって、わが国としても、その交渉の姿勢をこれからタイミング、そういった点ややはり慎重に配慮し、また急速に決断して、やるべきはやらなければならぬし、そういった点についてどうか特段の努力を払ってやっていただきたい、この要望だけを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、若干の時間をお願いしまして、沿岸海域における振興策について二、三お尋ねしたいと思ひます。

思ひます。

さきの資源開発促進法の前半では、この沿岸海域における増養殖の基本方針を定められ、開発区域を設定することになっておられるようですが、そのための調査と、それから開発区域の指定はどのくらい進捗しているのか。また、全国各地から要望されていると思うのですが、指定は何か所程度になる見込みなのか。また、北海道についてはどういふ地域に予定されているのか、わかつたら発表していただきたいと思ひます。

○太田(康)政府委員　御承知のとおり、水産資源開発促進法の一つの柱でございまして、この沿岸における増養殖の推進ということ、なお他産業との調整ということで、開発区域並びに指定海域の制度があるわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、昨年十月六日に開発の基本方針というものを策定、公表いたしました。開発区域の指定あるいは開発計画の作成にあたって即すべき基準を示しまして、これまでに数次にわたりました都道府県と折衝をしてまいりましたわけでございます。

しかし、開発区域につきましては意見がいろいろあるわけでございます。必ずしも県の足並みがなかなかそろわないというところで、実はたいへん申しわけない次第でございまして、話をどんどん詰めておいた過程におきまして、最終的に意見の一致を見たところで私どもがどういふふうな形でこれを進めていくかというふうな、いわゆる指導通達をごく最近になって発出したところでございまして、したがって、これに基づきまして、いままでの話し合いに即しまして各県が開発区域の指定を行なつてまいらうというのを期待いたしておりますのでございまして、現段階におきましては、はなはだ準備不行き届きで申しわけないのですが、指定は行なわれておらないというのが実態でございますが、数次の協議によりまして問題

は着詰められておりますので、今後すみやかに開発区域の指定ということが行なわれることを期待をし、その指導に万全の措置を講じてまいりたいと思ひます。

というふうな考えております。

それから、御承知のとおり、開発区域の指定と私どもが実施いたしております構造改善の計画がございまして、構造改善事業につきましては、一応全国を百八の海域を考へておりますが、今回実施いたしますところの開発区域は、増養殖を中心に実施するところとございまして、現在、構造改善事業でございまして、県一円というところで、県で二カ所ないし三カ所というふうなことでございまして、かなり広うございまして、しかし、この開発区域はそれに比べますとむしろ若干範囲は狭くなるというふうなことでございまして、われわれとしてはいま各県から一応聴取した段階におきましては、二百くらいに全部の指定が終わったときにはなるのではないかとこのように考へております。

北海道では現在構造改善調査完了地域が三つ、それから調査の実施地域が二つ、調査の予定地域が二つというところで、全体として十五の地域を構造改善では予定をいたしております。

開発区域といたしましては、特に噴火湾等に力を入れてやるというふうな聞いております。特に北海道はこの開発区域の指定の準備がかなり進んでおりますので、私どもに出でまいりますれば、すみやかに処理をして区域指定が円滑に行なわれるようにやってまいりたい、かように存じております。

○相沢委員　沿岸漁業者と底びき網漁業者の漁場の競合の問題でよく争ひが起るわけなんです。これは全国各地ともある問題と思ひますが、具体的にいま私の手元にあります問題は、北海道のオホーツク海の網走方面なんですけれども、底びきの特定期間操業区域というのを設けておまして、漁協同士の話し合いで、三年間操業して三年間休業する、そういったやり方をして魚の資源の確保等につとめておるわけですが、今回三年操業して、さらに継続して操業したいという動きがあつて、この認定期間をめぐつてかなり問題が発生するのではないと思ひますが、この点について

て水産庁としてはどういふ見解に立って、どのように調整をされようとするのか、基本的な考え方について承っておきたい。

○太田(康)政府委員 一般的な問題の処理について最初に申し上げたいと思いますが、沿岸漁業と沖合い底びき漁業との調整問題というのは、年じゅう起る問題でございまして、どちらかとい

いますと、沿岸漁業は小型の漁船あるいは資本設備が高度化していないということで、底びきが進出してまいりますと、これによって漁場を奪われるという問題があるわけでございしますので、そういったところにつきましては、両業界が話し合いをしまして、資源保護のために沖合い底びき網漁業に對しまして禁止区域を設ける、あるいは漁獲の禁止期間を設定するというような形で調整をはか

かしてまいりたいでございします。水産庁といったしましては、漁場紛争がこのために間々起こるわけではございします。両漁業間の漁場競合によるものにつきましては、基本的には、話し合いに基づきますところの操業協定ということで調整をはか

かっていくことが最も好ましいというふうな考えでございまして、直接現地に向かしまして操業協定に関する調整及び運用につきまして指導を行なっておる。これによりまして、かなり激烈な議論も戦わ

わされるわけでございしますけれども、まあまあお互いに良識のある方々でございしますので、一応話し合いがつくというのが従来の例でございします。そこで、お尋ねの北海道の例でございしますが、

これもやはり沿岸漁業はケガニを目的として、沖合い底びきはオオナゴを目的として操業いたしまして、それぞれの目的とする資源密度のいい漁場で操業するよう、毎年協定を締結していると聞いております。

そこで、最近問題になりましたのは、協定違反があるけれども、これに対する罰則がないじゃないか、あるいは底びきは稚ガニを混獲する、これが実は沿岸の漁業者の側から提起されている問題でございします。

そこで、これらの問題につきましては、底びき

網の業界内部におきまして、やはり懲罰規定を定めるといふことで、積極的にこの問題の解決の努力を見ておるようでございまして、四十七年の協定につきましては、私どもが承知いたしておる限りにおきましては、両業界は円満に話し合いが進行中である、近く締結される見通しであるといふふうに聞いております。

なお、最終の段階でございするようでございすれば、私どもも直接現地に向かしまして、両業界の調整に当たってまいりたい。まあ、いまの段階におきましては、円満に妥結するのではないかと

いう見通しと聞いておるのでございします。○相沢委員 事前に詳しくお話ししなかったもので、あるいは漁場がいまお話しになったのとこれから話すとちよつとこんがらかるかもしれないの

のですが、網走のほうと、それからもう一つは宗谷海域と二カ所からいまの訴えが来ているわけですが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域と

それが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域と

それが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域と

それが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域と

それが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域とそれが、宗谷の海域におきましては、特に禁止海域と

について、特に沿岸漁業者の場合は戸数も少ない、トン数も少ない、どうしても発言力も弱いというところで、絶えず押しまくられる、しかも、法的な規制も沿岸漁業者にはいろいろ規制されているけれども、底びきのほうはわりあいきびしい規制がないといふことでひがみもあるし、訴えても取り上げてもらえないという、そういう不満等もありまして、一部政治不信におちいっている方もいらつしやるのですが、ぜひこれは大きな問題にならないうちに、ひとつ行政官庁のほうでしかるべく措置を講じていただきたい。

時間ですので、きょうはこの程度にとどめまして、またこの問題、後日一般問題のときに詳しくやらしていただきたいと思ひます。

以上で終わります。○松野(幸)委員長代理 次回は、明十九日、水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会